

令和6年第3回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和6年9月11日(水)

東洋町議会

余 白

令和6年第3回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 令和6年9月11日(水) 午前9時00分宣告

出席議員(9名)

議長	福島 登 君	副議長	西岡 尚宏 君
1番	大坪 千倫 君	2番	廣田 斎史 君
3番	安岡 良仁 君	4番	高畠 俊彦 君
5番	武山 裕一 君	6番	今宮 裕明 君
7番	田島 毅三夫 君		

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁 君
副町長	伊吹 真貴博 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	近藤 真人 君
総務課長	築地 仲音 君
税務課長	北川 晃彦 君
産業建設課長	大坪 靖幸 君
教育次長	田岡 いずみ 君
住民課長	生松 克祐 君
住民課長兼地域包括 支援センター事務局長	手島 憲作 君
総務課長補佐	足達 善亮 君
税務課長補佐	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	生田 憲一 君
住民課長補佐	田岡 伊織 君
住民課長補佐	奥村 忍 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	小池 昭平
事務局書記	手島 秀美

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 3番 安岡 良仁 君 4番 高畠 俊彦 君

令和6年第3回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

令和6年9月11日(水) 午前9時開議

- | | | |
|--------|-------|--------------------------------------|
| [日程第1] | 認定第1号 | 令和5年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第2] | 認定第2号 | 令和5年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第3] | 認定第3号 | 令和5年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第4] | 認定第4号 | 令和5年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第5] | 認定第5号 | 令和5年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第6] | 認定第6号 | 令和5年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第7] | 認定第7号 | 令和5年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第8] | 認定第8号 | 令和5年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| [日程第9] | 認定第9号 | 令和5年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |

- [日程第10] 承認第6号 専決処分事項「令和6年度東洋町一般会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第11] 承認第7号 専決処分事項「令和6年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第12] 議案第61号 東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについて
- [日程第13] 議案第62号 「海の駅」東洋町の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第14] 議案第63号 令和6年度東洋町一般会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第64号 令和6年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第16] 議案第65号 令和6年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第17] 議案第66号 令和6年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第18] 議案第67号 令和6年度東洋町下水道事業会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第19] 議案第68号 令和6年度東洋町簡易水道事業会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第20] 議案第69号 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて

[日程第21] 発議第1号 第三者委員会設置に関する請願書について

[日程第22] 議員派遣について

[日程第23] 閉会中の継続審査・調査の申し出

(1) 総務教育民生常任委員会

(2) 産業建設常任委員会

(3) 議会運営委員会

[日程第24] 一般質問

議事のでんまつ

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>皆さんおはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員は全員であります。</p> <p>よって、定足数に達しております。</p> <p>これより、令和6年第3回東洋町議会定例会を開きます。</p> <p>(再開時間：9時00分)</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、決算認定9件、専決処分補正予算2件、条例2件、補正予算6件、発議1件、その他1件、議員派遣1件、閉会中の継続審査・調査の申し出1件の計23件、それと一般質問であります。</p> <p>日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。</p> <p>本定例会で付託を受けた、請願書について、総務教育民生常任委員会委員長から報告があり、第三者委員会設置に関する請願書については不採択との報告がありました。</p> <p>次に、9月4日に決算審査特別委員会を開催し、その報告書が届いております。</p> <p>以上をもって、諸般の報告を終わります。</p> <p>日程に入ります。日程第1、認定第1号、令和5年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。</p> <p>質疑、討論について、本会議で提出された全ての議案に対し、1人30分以内、答弁時間も30分以内とし、一問一答方式で行</p>
----	--

<p>決算審査特別委員会委員長</p>	<p>います。</p> <p>また、議会会議規則第54条の規定により、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては自己の意見を述べることができないことになっております。</p> <p>その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により注意し、なお従わない場合は、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を禁止、または議場外への退去を命じます。</p> <p>なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は議員の質疑に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発言の上、挙手願います。</p> <p>これらのほか、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分に気をつけてください。</p> <p>本案については、決算審査特別委員会に付託してありますので、審査結果について委員長の報告を求めます。</p> <p>廣田決算審査特別委員長。</p> <p>(廣田 齋史 決算審査特別委員長)</p> <p>一般会計決算の認定について決算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>9月4日に委員会を開催し、本会議より付託を受けた令和5年度東洋町一般会計歳入歳出決算について審査を行いました。</p> <p>質疑、答弁の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑、答弁の詳細につきましては、報告書を御参照くだ</p>
---------------------	--

さい。

まず歳入では、森林環境譲与税 1511万2千円の算定方法については、森林環境税の10分の9に相当する金額のうち、市町村の森林面積、林業従事者、人口割に基づき算定するとの質疑、答弁がありました。

続いて、歳出の総務費では、南四国アイランド活性化協議会負担金628万6985円については、海陽町と一緒に取り組んでいる事業で、パンフレットの作成や珊瑚の化石の調査等を行っている。

次に、民生費では、子供子育て支援事業計画策定支援業務委託料49万9400円は、5年に1度の計画の見直しに伴う小中学校へのニーズ調査の委託料である。

次に、農業振興費では、押野農村公園トイレ清掃委託料10万2960円は、週に2回のトイレ清掃をシルバー人材センターに委託している。

次に、水産業費では、野根川放流、鮎・鰻購入補助金105万円について、鮎193キログラム、鰻28.6キログラムである。

次に、商工費では、商工持続発展支援事業補助金479万4千円については、6事業者へ設備の改善を行うための補助である。

次に、観光費については、白浜海水浴場監視員委託料209万2800円について、監視台から2、3名で監視している。

次に、住宅費では、空き家改修工事費1212万2千円については、1件を町が借受け、改修する事業である。

次に、土地対策費では、地籍測量業務対策費616万円の調査区域は、河内地区と甲浦の一部で進捗率は22.7パーセントである。

次に、消防費では、東洋町みんなで備える防災対策事業補助金 119万9900円については、原地区の自主防災組織が資機材を購入するためのものである。

教育振興費では、講師報償費 26万6千円については、甲浦小学校の水泳教室、救急講習、サッカー指導等の講師の報酬である、などの質疑答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、安岡、西岡、今宮、武山、高畠、大坪、各委員の6名、反対は田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

(自席より、議長との声あり)

(福島 登 議長)

はい、進行ですか。

(自席より、文章の間違いとの声あり)

文章の間違いですか。

(自席より、決算審査特別委員会の出席議員にまた武山さんのいちゅう。前回もあったやろ…との声あり)

皆さん、議長の確認不足もごさいます。ここでお詫びを申し上げます。特に武山議員、お詫び申し上げます。

決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議長

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

討論は、議題となっている問題に対する、自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。

まず、反対者の討論はありませんか。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

令和5年度の決算書に対する反対討論を4点させていただきます。よろしくお願いいたします。

1つ目に、町長交際費60万8千円の開示拒否への反対討論でございます。決算審査会のときも提出を求めましたが、開示請求しなければ出さないと拒否されました。しかしこれは住民血税での交際費であります。決算審査会への自発的に提出するのは道理であると思っております。住民を軽視した非公開には反対して討論いたします。

2つ目です。組合、バツグンの運営経費約1450万、二つ合わせてですね、の疑問点について反対討論させていただきます。

令和5年度はバツグン派遣職員は3人であり、その派遣日当は受入れ農家は全額支払う決まりであり、組合はその事務を行うのに、町から年間約1450万円が補助されております。

仮に、事務経費や光熱費、保険や燃料がいったとしても、5、60万100万円もあれば十分と考えております。

昨年度、領収書を求めても出なかった、出してくれませんでしたし

たが、これでは以前の野根川再生のNPOと同じであります。費用対効果の成果が全く出ていない。一部の組合員には恩恵はあるかもしれませんが、23人の組合員全員に公平な運営ができなければ納得できません。速やかな改善を求めて反対討論といたします。

3つ目です。農業委員会の報酬66万円についての反対討論でございます。私が現役時代に何回も指摘したし、その内1回は実行してくれました。つまり現在まだ地目変更などの現地調査を役員が事前に調査して、委員会当日に報告して決裁しております。これはずっと続いております。それを委員会当日に全委員会委員が現場調査を行い、そのまま委員会に入って審査をすれば、事前調査の役員報酬は不要となり、また全委員が現場確認すれば、審議もスムーズにできる。いまだに改善されていないと聞いております。改善するまで賛成できない。反対討論とさせていただきます。

最後4番目です。地籍調査費用616万円の反対討論でございます。調査開始当初、平成40年代には完了するとした境界確定地籍調査が現在22パーセントしか進んでいないと、こう報告を受けました。早くしないと地籍者が高齢化して、現地調査もままならず、境界未確認地が増加する恐れがあります。なぜ以前のように1千万を超える予算を組んで行わないのか。早くせいと指摘して反対討論とさせていただきます。以上です。

議長

(福島 登 議長)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第1号、令和5年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果の報告は、認定するものがあります。

委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

(自席より、議長、人数は出ないんですかとの声あり)

人数言うときましょか。挙手7名。以上です。よろしいですか。

(自席より、はいとの声あり)

ここで、お諮りします。

8月30日に開催されました議会運営委員会において、決算審査特別委員会からの各特別会計、歳入、歳出決算の審査結果の報告は、8件を一括報告とすることに決定をしておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第2、認定第2号、令和5年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第9、認定第9号、令和5年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計

決算審査特別委員
会委員長

歳入歳出決算の認定についてまでの8件の決算審査結果を、この際、一括報告としたいと思います。

本案については、決算審査特別委員会に付託してありますので、審査結果について委員長の報告を求めます。

廣田決算審査特別委員長。

(廣田 齋史 決算審査特別委員長)

決算審査特別委員会より報告いたします。

9月4日に委員会を開催し、本議会より付託を受けた令和5年度特別会計決算8件について審査を行いました。

なお、質疑の詳細については報告書を御覧ください。

初めに、令和5年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について報告いたします。

質疑、答弁の主な内容は、歳出の住宅新築資金貸付金徴収業務巡回報償費171万2566円については、以前北海道から来ていた職員に年4回来ていただき、徴収等のアドバイスをもらっています。などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は、安岡、西岡、今宮、武山、高島、大坪、各委員の6名、反対は田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和5年度東洋町国民健康保険事業特別会計決算の認定について報告いたします。

質疑、答弁の主な内容は、歳出の出産一時金50万円については、国保加入者の1名分であるなどの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、全員賛成により原案の

とおりに可とすることに決しました。

次に、令和5年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は安岡、西岡、今宮、武山、高島、大坪、各委員の6名、反対は田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和5年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。

質疑、答弁の主な内容は、歳出のホームヘルプサービス事業委託料、1250万9720円が増えているのは赤字になっているのか。の質疑に対し、そのとおりであるとの答弁がありました。

慎重に審査した結果、全員賛成により原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和5年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出の認定について報告いたします。

慎重に決し審査した結果、全員賛成により原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和5年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。

質疑答弁の主な内容は、歳入の高規格道路用施設補償金128万9928円については、国土交通省から入ってくるもので、生見の旧水道施設は、高規格道路建設の用地に係るための補償金である、などの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、全員賛成により原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和5年度東洋町観光施設特別会計歳入歳出決算の認定

議長

について報告いたします。

慎重に審査した結果、本案についての賛成は安岡、西岡、今宮、武山、高畠、大坪、各委員の6名、反対は田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について報告いたします。

慎重に審査した結果、全員賛成により原案のとおり可とすることに決しました。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

(福島 登 議長)

以上で、決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

日程第2、認定第2号、令和5年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第2号、令和5年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。

委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手7人であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第3、認定第3号、令和5年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第3号、令和5年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。本案に対する特別委員長の審査結果の報告は、認定するものであります。委員長の報告のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号、令和5年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第4号、令和5年度東洋町介護保険事業特別会

計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果の報告は、認定するもの
あります。委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君
の挙手を求めます。挙手7人です。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号、令和5年度東洋町介護サービス事業特
別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたい
と思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第5号、令和5年度東洋町介護サービス事業特
別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決しま
す。

本案に対する特別委員長の審査結果の報告は、認定するもので

あります。委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第6、認定第6号、令和5年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第6号、令和5年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果の報告は、認定するものがあります。委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号、令和5年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第7号、令和5年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果の報告は、認定するものがあります。委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第8、認定第8号、令和5年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第8号、令和5年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果の報告は、認定するものがあります。委員長の報告のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手7名であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第9、認定第9号、令和5年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第9号、令和5年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案に対する特別委員長の審査結果の報告は、認定するものがあります。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。

日程第10、承認第6号、専決処分事項、令和6年度東洋町一般会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第6号、専決処分事項、令和6年度東洋町一般会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手7名であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第7号、専決処分事項、令和6年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第7号、専決処分事項、令和6年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第61号、東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第61号、東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手7名であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第62号、海の駅東洋町の設置及び管理に関する条例の一部を変更することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第62号、海の駅東洋町の設置及び管理に関する条例の一部を変更することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第63号、令和6年度東洋町一般会計補正予算、第3号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたので、これを認めます。

7番、田島毅三夫君。

(田島 毅三夫 議員)

それでは、令和6年9月11日の一般会計補正についての質疑をさせていただきます。

まず1つ目です。

18ページの特殊建築物定期報告書作成委託料は165万円出ておりますが、このことについてお聞きします。

甲浦公民館などの防災避難の報告書の作成委託と聞きましたが、どこへどのような報告書を委託するのか。

7番議員

	<p>書式に沿ってまた前年度の報告書を参考にすれば、実施する町として削減できるのではないのか。</p> <p>よそに委託しなくてもですね、という意味です。</p> <p>また、地区の避難住民さんとの協議がなければ、勝手に行政がすればですね、官製の報告書となり、形だけでの無駄な報告にはならないのか、お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>
	<p>築地総務課長。</p>
総務課長	<p>(築地 仲音 総務課長)</p>
	<p>田島議員の質疑にお答えさせていただきます。</p> <p>今回計上させていただきました特殊建築物定期報告書作成委託料は、建築基準法の定める、定期点検が義務づけられている建築物に係る報告書作成委託料になります。避難の報告ではございません。委託先は、一級建築士等として国土交通大臣から資格者証の交付を受けたものを有する事業所となります。</p> <p>また、定期報告の内容は、対象建築物の所在地、認証、構造、敷地面積をはじめ、建築設備や防火設備の検査、また建築物に係る不具合等の状況など、定められた内容について調査、検査を委託するものでございます。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>
	<p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p>

	<p>再問です。そういう答弁ございました。</p> <p>ただここに定期的なということは出ておりましたけれども、定期的な検査ということで、これはあそこは去年でしたかね、あれ伸びましたから今年度も変わりましたが、改装しましたね、耐震補強の。そういうことであれば、来年再来年ぐらいも2年目、定期的なといたら、もう今年は今まだできて間もないけど必要じゃなかったんじゃないんでしょうか。</p> <p>1点それはそうです、お聞きします。</p> <p>それからどういたしますか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>一問一答でやってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>分かりました。以上。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地総務課長。</p>
総務課長	<p>(築地 仲音 総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えさせていただきます。</p> <p>改修等とは関係ございませんで、建築基準法で定められたもので高知県では2年に1回、定期的な報告を義務づけられているものでございます。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

7 番議員	<p>はい、7 番田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>しつこいようですいません、3 問目の再々問をお願いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、これで終わりになります。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そういうことであればですね、大きな 2 億何千万もかけて改造したわけですからね。</p> <p>それから今までは建築基準法に変わった状態で今まで続いていて 30 何年も続いてきて、改造したということは、改造した分についても、建築基準法の確認でしょうか。もう 1 点お聞きします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地総務課長。</p>
総務課長	<p>(築地 仲音 総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えさせていただきます。</p> <p>改修とか改装のことではなく、定期的に義務づけられている報告になります。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。2 番目の質問になります。</p>

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

二つ目の質問、質疑です。

広域入所保育事務委託料500万円の内容を聞くということでお聞きしたいと思います。2点あります。海陽町突喰保育園への園児保育委託料3人分と聞きましたが、途中の移転の園児分か。東洋町からということで、今9月ですからね。

そういうことは今までどちらかにおられた園児さんが途中から移転するということでしょうかという質疑でございます。

それがこれは何月分まで、来年の3月まででしょうか。その期間をひとつ教えてください。

それからもう一つ。野根、甲浦どちらの地区の園児さんか。お聞きしたいと思います。以上です。

議長

(福島 登 議長)

手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。

住民課長兼地域包括支援センター事務局長

(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)

おはようございます。田島議員の質疑にお答えします。

3名中2名は4月からの入園となります。もう1名につきましては、8月からの入園となります。

どちらの地区の園児かという問いにつきましては、3名とも住所は甲浦地区になりますが、全員町外からの転入者で、転入当初から海陽町にある保育園を希望して入園に至っております。以上です。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>それを聞いてすっきりしました。</p> <p>2つ目の質疑に入ります。年間1人当たり、これ今ちょっとばらばらの説明を受けましたが、合計500万ということですが、ざっとで構いません。1か月1人当たりどれぐらいいるのかね、ちょっとそれが知りたくて。できれば、答弁できれば教えてください。それを一つ挙げておきます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。</p>
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	<p>(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>一括、年のほうですいません。</p> <p>(自席より、発言あり)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ちょっと待ってくださいよ田島さん。</p>
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	<p>(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)</p> <p>年間1人当たり</p>

<p>務局長 議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ちょっと待ってください、答弁も。</p> <p>席同士での発言は控えてください。質問の中で行ってください。どうぞ、続けてください。</p>
<p>住民課長兼地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)</p> <p>はい。年間1人当たりいくらになるかとの質疑ですが、今回の3名分につきましては、約平均148万1千円となります。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ひと月で。</p>
<p>住民課長兼地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)</p> <p>年です。町内保育所の保育費用と比較したらにつきましては、関係保育所の施設区分、地域区分、公私立の別、利用定員数、保護者の所得及び園児の年齢により算出方法に違いがありますので</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>すいません、その質問はしてないです。</p>
<p>住民課長兼地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)</p> <p>こう書いちゃった…いいんですかね。</p> <p>以上となります。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>それでは、3つ目の質疑に入らせてもらいます。</p> <p>不法投棄監視カメラ購入費用11万円について何点かお聞きしたいと思います。</p> <p>過去何台も購入、設置してきましたよね、このことはね。その投棄現場は当事者の確認はできているのでしょうか。今までやってきた中でね、誰がしてたというような、そのとき罰則撤去は行われてきたのでしょうか。それができていなければ、カメラ購入設置は意味がないのではないかと思って質疑しております。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松住民課長。</p>
住民課長	<p>(生松 克祐 住民課長)</p> <p>おはようございます。田島議員の質疑にお答えをいたします。私の記憶になりますが、過去では大体6台程度購入しております。事件、事例が起こった場合にですね、記録を確認しておりますが、全てですね、特定には至っておりません。</p> <p>内容の映像がちょっと分かりにくいとか、車のナンバーとかが写ってないとか、そういったことでございます。</p> <p>この設置につきましては、地区からの要望もございまして、設置しているところもあるということでございます。以上ござ</p>

<p>議長</p>	<p>います。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>撤去とか行われたとかいう質問に対して答弁がない。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(生松 克祐 住民課長)</p> <p>ですので、特定されておられませんので、本人等に撤去っていう形は行っておりません。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再問です。そういう答弁いただきました。</p> <p>ただこの間ちょっと聞いたときには、なくなったということを持ちと聞いたんですが、それは紛失したという意味ですか、ちょっと分かりませんが、なくなると。</p> <p>例えば令和5年度では26万円の不法投棄ごみの処分が出してるんですね、計上されてるんです。計上というかも消化されてるんですが、こういう場合はこれはどんなんですか、今言われたように、特定には至っていないと言われますが、そのところちょっと納得いかない。例えばですね、ごみの中に手紙とか、いろいろそういう周囲の載ったね、特定できるような書類があるとかいうことは以前聞いてたもんでほら、そういうものが全くないということでしょうか、それとも何かそういうものでなくて、</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん、また質問の範囲がねどんどんどん広がりていきます。この質問の趣旨に沿ってやってください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>例えばで言ったんですけどもね、そういうことであれば私はね、カメラを6台購入して、仮にそれを防げたとしても私意味がないような気がするんですよ。</p> <p>今までのような結果を対処できていないということは、そういうことで今聞いているんですけど。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>最後に再問するんですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>もう一つだけ最後に聞きます。これ答えてもらいたい。過去5年間にどれぐらいの被害が出てますか。その中で、全然その5年間全く対処できてないということですから、回数だけで構いませんのでお願いできますか。できなったら部屋行く。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松住民課長。</p>
住民課長	<p>(生松 克祐 住民課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>回数については明確に今現在把握はしておりません。私の感覚</p>

<p>議長</p>	<p>では年に3、4回程度になります。そしてカメラとは関係なくです ね、不法投棄されたごみについて、所有者の何か、その名前が 記載されているものがあればですね、その方に話をしてですね、 撤去をさせていただいております。やっています。以上でございま す。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。次4つ目になります。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>4番目よね。4つ目の質疑させていただきます。サルのことでご ざいます。サル被害対策行動調査委託料153万円が出ておりま すけれども、この内訳を聞くということで1点お聞きしたいと思 います。</p> <p>サルの通路のカメラでの特定調査と聞いておりますけれど も、153万円の調査機関や、何人で何台のカメラでどのような 作業を行うのか、どこへ何か所設置し調査するのか、また最後 にはどこへ委託するのか、設置内容を聞きたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>今回のサル被害対策行動調査の委託につきましては、大きく2 つの調査を計画しております。</p>

1つ目が、出没状況調査。これは東洋町内のどの地区に出没をしているのか、住民からの目撃情報の聞き取りやカメラを設置することで行動を把握し、より多くの情報を記録することによって、効果的にサルの捕獲につなげようと考えております。

またカメラの設置場所等については委託業者や関係者等協議により決めてまいりたいと考えております。

2つ目の調査としまして、大衆の群れの調査です。

群れの行動調査を実施するため、捕獲したサルに発信器を装着しまして、群れの行動範囲などを把握した上で、来年度以降、群れの一斉捕獲を考えております。

またこの調査の期間につきましては、令和7年3月までを予定しておりまして、専門業者への委託を考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

再問です。そういう答弁を頂きました。うちも今完全にやられました、今年はね。もう何ひとつ残らんと全部やられておりますんでよく分かってるんですが、どうなんでしょうか、こういう調査が必要ですか。疑問も出ます。

議長

(福島 登 議長)

自己の考えをまた述べようですよ。田島さん、何回も注意するのでね、それはもうやめてくださいよ。いや、質問するのはかま

7 番議員	<p>んのですよ。質問するのはかまんのですよ。自分の個別のこと以外のことを言わなければかまいません。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>それを言わないと質疑にならんから説明しようとしたんですわ。</p> <p>多分ですけども、全町全域にもう繁殖、なに言うんですか、このおるということは繁殖言うのかな、何言うんで</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>出沒</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>おると思うんです、もう既に。だから私が言うようにもういちいち道や何やどうやこうや聞く必要ない。もう即取り、捕獲するほうに全力で尽くしたらどうですかという感じで聞こうとしよった。そちらの方ね。既に町内全域に繁殖していると思っておりますと、道の特定に150万円を使うならそれで輪差を購入し、免許所有者に配布して狩猟を求める</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>それこそ違う、違うことになっていきようです。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>これでいかんかね。</p>

<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>委託料のことですよ。もう個人の質問になっていきようですよ。答弁を求めるんですか。</p> <p>(自席より、発言あり)</p> <p>特になければ、次の質問に移ってください。</p> <p>(自席より、発言あり)</p> <p>答弁あるんですか。</p> <p>(自席より、発言あり)</p> <p>7番田島毅三夫君、次の質問に移ってください。5番です。</p> <p>一応自己の意見を述べるできないとなっておりますんで田島さん、その辺りを考慮しながらやってください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>説明だったんです。</p> <p>5番目です。四国地区道の駅連絡会会費5万円についてお聞きしたいと思います。</p> <p>これ海の駅が道の駅に変わってね、新しくもう発進するというか、ということではありますが、どのようなメリットがあるのでしょうか。海の駅が道の駅に。それから逆に厳しい規定というか、海の駅のときは大目に見られたけれども、今になったらもう地場産品でないかんとかいうような厳しい規定があるのでしょうか、お聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>

産業建設課長	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>四国地区道の駅連絡会に加入するメリットとしまして、道の駅ドライブマップに道の駅東洋町として掲載されることとなります。このマップは、四国内の道の駅に約5万部置かれておりまして、来訪者の方に手に取ってもらえること、それと令和7年4月から四国道の駅スタンプラリーが開催される予定となっております。このスタンプラリーには参加者が約1万人程度が見込まれております。こういったイベントに多くの参加者が見込まれると。それと連絡会の会員になることによって、道の駅東洋町の認知度の向上、情報発信の機会が増えること、さらには地域の特産品や文化などを紹介するイベントを共同で開催することもでき、本町への誘客が期待できるところであります。</p> <p>こういったソフト面に加えましてハード事業では、施設整備や改修の修繕に要する費用に補助される制度もございます。</p> <p>また厳しい規定はあるのかということですが、現時点で道の駅に登録されたことにより厳しい規定等はないものと認識しております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そういうことを聞いて安心しました。</p> <p>6番目の質疑に入ります。</p> <p>津波避難タワー耐震性等調査委託料100万円が出ておりま</p>

すが、このことについてお聞きします。対象分の中の白浜第1第2の避難場所ですよね、タワーについては、今まであの高さでは津波はクリアできないということで今使用禁止になっておりますけれども、耐震検査をしてどうするのでしょうか。今入ってはいけない使ってはいけない、そういうことでそれなのに耐震検査をするということで、100万円もかけて、4つですけどもね。

今後もそのまま、耐震補強というかそれを検査した上でまだ今後もそのまま放置するのかということをお聞きしたいと思えます。

議長

(福島 登 議長)

足達総務課長補佐。

総務課長補佐

(足達 善行 総務課長補佐)

田島議員の質疑にお答えいたします。

白浜地区第1防災避難タワーは、最大クラスの津波が来た場合には、高さが79センチ不足しています。

白浜地区第2防災避難タワーは余裕高が1.37メートルあり、高さはクリアしています。

東日本大震災後の建築物であるため、前か、すいません、東日本大震災前の建築物であるため、建築当時より浸水深が大きく変わっています。この予算は耐震性ではなく、耐浪性の調査を行うものです。調査完了後必要な対策を検討していきます。以上です。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>初めて聞きました。ごめんなさい。</p> <p>そういうことは第 1 タワーのほうは 7 9 センチですからこれは耐震等の調査をしてもどうにもならないということやね。</p> <p>それから、もう一つ第 2 のほうは 1. 7 (1. 3 7) メーターもまだ余裕があるということであれば、これは耐震補強すればできると</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん、一つ誤解があつてですね、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>どうして。言うてくれ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ちょっと待ってください。一つ誤解があつてですね、耐震ではないんですよ。その辺りもう一度、ちょっと待ってくださいよ。耐震ではないことをそこで言うてください。耐浪やね、波、耐震ではなしに耐浪、波なんです。</p> <p>その辺りがちょっと、知識が違うところがある。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ごめんなさい、もういかんね、ごめんなさい。</p> <p>耐浪、波のあれですね、分かりました。ということは、第 2 のほうはそれはクリアされたら使えるということでしょうか。1 点</p>

<p>議長</p>	<p>お聞きしたい。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>足達総務課長補佐。第2が使えるかどうか。</p>
<p>総務課長補佐</p>	<p>(足達 善行 総務課長補佐)</p> <p>田島議員の再問にお答えいたします。</p> <p>白浜地区第2津波避難タワーは、高さはクリアしておりますので、波による被害がない限りは使えるということです。はい。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はっきり言わないかん。</p> <p>ここ大事なんでね、ちゃんとした答弁をやってください。</p>
<p>総務課長補佐</p>	<p>(足達 善行 総務課長補佐)</p> <p>耐浪性の調査が確認できれば、使用は可能です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>1番目のときにもう一つ言うちよいたらよかったね、ごめんなさい。</p> <p>第1避難場所についてはこれはもう79センチ足らんということではもう完全にもう無理ということでしょうか。それと</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再問ですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再々問。</p> <p>なるんでしょうか。そんでそうなればこれはもうこのまま放置ということもうちも近所のこともあるし、考えないかんと思うがいかがでしょうか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>足達総務課長補佐。</p>
総務課長補佐	<p>(足達 善行 総務課長補佐)</p> <p>田島議員にお答えいたします。</p> <p>白浜地区第1防災避難タワーにつきましては、耐浪性の調査を行い、その後ですね、建て替えや増築、かさ上げ、救命いかだ等を設置したりするような検討をしていきたいと考えております。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>また行きます。</p> <p>2 つ目の質疑に入ります。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>6-2、はい。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>甲浦小学校は体育館も校舎も浸水予測が出ておりますね。もう半分以上とか、いろいろそういう高さによって。避難場所にはならないと思うんですが、調査目的は何でしょうか。</p> <p>震災時の倒壊の調査かお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>足達総務課長補佐。</p>
総務課長補佐	<p>(足達 善行 総務課長補佐)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>甲浦小学校は、最大クラスの津波が来た場合、3メートルから5メートル浸水すると予測されております。</p> <p>耐浪性の調査を行い、結果を基に、屋上を利用した津波避難ビルとして使用できるかの調査を行います。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再問です。</p> <p>一つは建物の教室のある建物はそんでええと思います。建物としてね。耐浪性さえしてから耐えられるということがわかれば。</p>

	<p>一つはこの体育館のほうは心配なんです。体育館確かにね、先生子供さんが勉強はしないけれども、あそこにいろいろな品物、避難道具を置いて確保してるんですよ。で一旦そこへ逃げまじょうということも皆に通知されてるんです。</p> <p>そこに逃げて、もし何メートルの津波が来たらどうするんでしょうか。そういうことを踏まえて、この体育館も入るんでしょうか。お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>調査に体育館も入るかということですか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そうです。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい。大坪総務課長補佐。間違えました、足達総務課長補佐。申し訳ないです。申し訳ない。</p>
総務課長補佐	<p>(足達 善行 総務課長補佐)</p> <p>田島議員の再問にお答えいたします。</p> <p>甲浦小学校の体育館は、調査に入っておりません。甲浦小学校の校舎です。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ちょっと今日小休します。小休します。</p>

<p>7番議員</p>	<p>7番、田島毅三夫君。 (登壇までに発言あり)</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>質問が違っていましたんで謝らんと。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ほなもう次行きますか。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>入ってなかったかな。説明の中で。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>入ってないという答弁でしたよね。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>またテープ聞いてもらわんと。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>じゃあ次7番行きますか。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>はい、7番行きます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、どうぞ。</p>

7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>パッケージ型消火設備修繕料347万円をお聞きしたいと思います。</p> <p>甲浦小学校の、ごめんなさい、野根小学校の設備修繕料ですけれども、内訳を聞きたい、まず。また、来年度から休校予定なのに修繕が必要かということで疑点があります。お答え願いたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡教育次長。</p>
教育次長	<p>(田岡 いずみ 教育次長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>野根小学校パッケージ型消火設備修繕費の内訳につきましては、パッケージ型消火設備取付け5か所、既存消火栓撤去5か所、配管工事、自動火災報知設備、バッテリー材などとなっております。</p> <p>また、来年度から休校になると記入をされておりますが、現在、休校になるかどうかはまだ未定であり、児童、教職員が在籍をしております。</p> <p>火災が発生した場合は命の危険性がありますので、御理解をお願いします。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

再問です。

今そういうように聞きました。来年度から休校予定ってうちは聞いたんですが、そのこともまだ未定のうちということですが、もちろんそうです。

もし、そういう予定されているように休校になったら必要ないのじゃないかということで質疑したんですけどもね。

仮にそれはまだ未定であったとしてもうちはそういうものに入金を入れていく、もの言うたらいかんよ。ただ金額が大きいからほら、ほやきにできればこれは消火栓とかね、そういうほの投げて消すようなものとかいろいろそういうものがあるなら、そういうもので対応できないのかという疑点を持ってるんです。

もし休校になったらこれはそのままもう使えなくなってしまうんでね。そういう意味からずっと質疑をしたんですが、もういっぺん答弁できたらお願いします。

議長

(福島 登 議長)

田岡教育次長。

教育次長

(田岡 いずみ 教育次長)

田島議員の質疑にお答えします。

修繕費347万円につきましては、確かに高い修繕費だとは思いますが、先ほどの答弁と重複しますが、児童教職員は現在在籍しております。

議長

こちらの消防設備につきましては、年2回業者の方に点検をしていただきまして、消防設備の修繕が必要という回答をいただいておりますので、こちらのほうとしましては、命の危険性もありますので、修繕を行いたいと思っております。以上でございます。

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

一般会計補正3号についての反対討論をさせていただきます。

1点に絞ってさせていただきます。

4番目のこのサルの被害対策ということで反対討論させていただきます。どういいますか、今現在東洋町はもう大変な状態に追い込まれているんです。サルの被害で。もうどんどんどんもう畑をやめる人が増えております。木を切る人も増えております。

そういう状況の中で、道やら検査や調査やというような手ぬるい

ことをしとっただらいいかん。もうほんでうちが言うように、もう即輪差を購入して、罠ですね、町が購入して、ほんでそれを住民さんに配って、ほんでもう全住民挙げて捕獲してもらおうという方向。

いろいろ調べてほしいと思いますが、もう全部全体が町全体でやられてる状態なんです。もうあっちもこっちも。そういう状態の中で1か所どこやこうや探したり必要はない。

もう全部は戦場としてそこへ持ってやっていくべきだと思います。

150万円もかけて1年かけてですね、調べてどうするのですか。罠をかけるのに餌をまいて輪差をかければどンドンどンドンその日からもう捕まるんですよ、集まってきて。150万円で2、30個も輪差が買えます。それをもうちょっとプラスしてもう300、400という輪差を町は購入していただいて、全戸に配布、希望者に配布してですね、そしてもう即もう明日からでも捕獲に入ると、こういう形でかかっていかんと。

手ぬるいこんなわけのわからんところへ見てカメラをつけて検査してやったらいけません。

そういう意味からも町長にできれば即、もうそれにかかっていただきたいということを込めて反対討論とさせていただきます。

以上です。

(福島 登 議長)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

議長

失礼いたしました。基に戻ります。

もう一度、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第63号、令和6年度東洋町一般会計補正予算、第3号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手7人であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をします。

再開は10時半です。(休憩時間：10時15分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。(再開時間：10時30分)

日程第15、議案第64号、令和6年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第2号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第64号、令和6年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第2号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第65号、令和6年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算、第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第66号、令和6年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算、第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第66号、令和6年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、第2号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第66号、令和6年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、第2号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第67号、令和6年度東洋町下水道事業特別会計(下水道事業会計)補正予算、第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第67号、令和6年度東洋町下水道事業特別会計(下水道事業会計)補正予算、第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第68号、令和6年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号…すいません。

失礼しました。もう一度最初からいきます。

日程第19、議案第68号、令和6年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算

(自席より、次第書が間違えてますとの発言あり)

次第書が間違えてる。

(自席より、特別はいらない。事業会計との発言あり)

特別いらんらしいで。申し訳ない。

失礼しました。

もう一度議案から説明します。

日程第19、議案第68号、令和6年度東洋町簡易水道事業会

計補正予算、第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第68号、令和6年度東洋町簡易水道事業会計補正予算、第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第69号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第69号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、発議第1号、第三者委員会設置に関する請願書の件を議題とします。

本議案につきましては、総務教育民生常任委員会へ付託してありますので、委員長の報告を求めます。

安岡総務教育民生常任委員長。

(安岡 良仁 総務教育民生常任委員長)

それでは総務教育民生常任委員会に付託をされておりました、第三者委員会設置に関する請願書についての審査報告をいたします。

去る9月4日午前10時30分から、議員控え室において委員会を開催をいたしました。出席者は安岡、今宮、高島、福島、武山の各委員でございます。紹介議員は、高島俊彦議員と私安岡でございます。

まず、紹介議員から、子供たちが受けた行為が不適切保育に当たるかどうか、議会から町に対して第三者委員会を設置するよう要請していただき、専門家などによる公平な判断をしてもらいたいとの請願書が提出されております。

保護者の方は、公平な立場の人による第三者委員会を設置し、公平な判断をお願いしているとの紹介議員から説明がありました。紹介議員の説明を受け、質疑、討論等の議論を行いました。各委員からは、住民が署名した請願書の重みも分かるが、現在調査中とのこと、今はそういう時期ではない。どうしても白黒つけないといけないのか。白黒つけることには賛成できない。虐待ありきで進んでいることには納得できない。賛成者から、保護者が納得するような公平な立場の人に調査をしてほしいと言っている。今の時代に合った、保護者が安心して預けられる保育をお願いすることであって、決して保育士を責めるものではありません。など、質疑、討論があり、採決した結果、賛成は高島議員、反対は福島議員、今宮議員、武山議員の各議員で不採択と決しました。

以上で総務教育民生常任委員会からの報告を終わります。

議長

(福島 登 議長)

委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、委員長に質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

4番、高島俊彦君。

(自席より、議長との声あり)

ちょっと待ってくださいよ。

(自席より、いやいや、討論ということはこの決議に賛成の討論やろとの声あり)

4番議員

(高島 俊彦 議員)

ちやうちやうちやうちやうちや。

提出したがに対する

(自席より、声あり)

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ちょっと待ってください。休憩します。</p> <p>(休憩時間：10時43分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。(再開時間：11時02分)</p> <p>休憩中に議会運営委員会が開かれております。</p> <p>この日程第21、発議第1号、第三者委員会設置に関する請願についての討論の方法については、議会運営委員会で諮られておりますので議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>西岡議会運営副委員長。</p>
議会運営委員会副委員長	<p>(西岡 尚宏 議会運営副委員長)</p> <p>議会運営委員会から報告をいたします。</p> <p>先ほど議会運営委員会を開催し、高畠議員の討論について協議を行いました。高畠議員の討論については、採決の結果認められないと決定いたしました。</p> <p>以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、議会運営副委員長の報告が終わりました。</p> <p>ここでお諮りします。</p> <p>高畠議員の答弁について採決するか、認めるかどうかの議会運営委員長の報告は認めないということでした。</p> <p>ここでお諮りします。</p> <p>この議員の副委員長の認めないということに賛成の諸君の挙手を求めます。賛成5人です。</p>

以上で、高島議員の討論は認めないことに決定をいたしました。

これより発議第1号、第三者委員会設置に関する請願についての件を挙手により採決します。

この請願書に対する委員長の報告は不採択であります。

第三者委員会設置に関する請願書について、採択される方の挙手を求めます。

(自席より、委員会に対しての何やらとの発言あり)

(自席より、もうちょっとわかりやすくしてくださいとの発言あり)

委員長報告は今すでに、やらさないということで決まりました。

(自席より、違う違う、そうじゃないわ。決採るのはな、要するに、総務委員会の委員長報告の通り、不採択に賛成の方をいうことやろ。との声あり)

そうそうそうそうです。もう一度言います。もう一度元に戻りますよ。構いませんか。

(自席より、はいとの声あり)

これより発議第1号、第三者委員会設置に関する請願についての件を挙手により採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

第三者委員会設置に関する請願について不採択に賛成の諸君の挙手を求めます。挙手5人であります。

よって、本請願書は不採択することに決定いたしました。

日程第 2 2、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、議会会議規則第 1 2 8 条の規定により、お手元に配布したとおり、9 月 2 5 日～2 6 日、東京都ニッショーホールにおいて令和 6 年度町村議会広報研修会、1 0 月 2 5 日、高知市の高知県立県民文化ホールにおいてトップセミナー、1 0 月 3 1 日、高松市のサンポートホール高松において、南海トラフ巨大地震災害を乗り越えるために、能登半島地震の教訓を活かす（第 6 2 回四国地区町村議会議長会研修会）、1 1 月 1 5 日、高知市の自治会館において、令和 6 年度議員行政事務研修会へ、それぞれ議員派遣したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第 2 3、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

ここで、お諮りします。

それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。さよう決しました。

日程第 2 4、一般質問を行います。

質問時間は、1 人 3 0 分以内、答弁時間も 3 0 分以内とし、一問一答方式で行います。

なお、質問の際は一般質問通告書の内容以外は認めず、また質問は 1 問につき 3 回まで認めますが、再問は執行部からの答弁に対する質問といたします。

次に、議会会議規則第 6 4 条の 2 の規定により、執行部は議員の質問に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発言の上、挙手願います。

質問の通告が 5 名ありました。

発言を許しますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分気をつけてください。

まず廣田齋史君、質問を許します。

件名は、行政の終活支援サービスについて、ほか 2 件であります。答弁者は、町長ほかとなっております。

2 番、廣田齋史君、質問を始めて下さい。

(廣田 齋史 議員)

私からは大枠 3 点について質問させていただきます。

1、行政の終活支援サービスについてです。

現在、町内で 6 5 歳以上の方 5 2 5 名が一人暮らしです。

誰もが安心して老後を過ごし、満足できる形で最後を迎えられるよう、終活をサポートすること、それらの方が亡くなった後の

2 番議員

<p>議長</p>	<p>手続をスムーズに進められるようにしておくことは、今後行政としても重要な課題であるとの考えから質問いたします。</p> <p>①現在それらのサポートは行われているのか、お伺いします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生松住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(生松 克祐 住民課長)</p> <p>廣田議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>本町のサポートとしては、地域包括支援センターにおいて、終活相談及び住民参加型の終活研修、そして資産、相続、遺言、介護、お墓など、もしもの時が訪れたときに、家族との準備が必要で、事前にその考えを整理できるノートに記しておく、東洋町版の私のエンディングノート、終活ノートっていうんですけども、もしものときのためにという将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて自身を主体に、家族医療介護の担当者と話合いの意思決定を支援する人生会議ができる冊子ですけども、希望者の方には配布しております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田齋史君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>再問します。</p> <p>エンディングノートの配布というお話やったんですが、いつぐ</p>

<p>議長</p>	<p>らいからそれを配布して、今現在、それに対してエンディングノートを提出してくれた人の件数とかはどれぐらいありますか。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生松住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(生松 克祐 住民課長)</p> <p>すいません。廣田議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>件数につきましては、ちょっと正確に拾ってはおりませんが、これは希望者にとりか相談のある方に配布をしております。そして、それはもう本当にひと握りの方ということは聞いております。</p> <p>このノートはですね、事前に資産、相続、遺言などを記録するというので、家族の方と相談するような、誰に相続するとか、資産はどのような状況があつて、誰に管理してもらふとかつていうようなことを記載するというような内容になっております。</p> <p>いろいろ聞きますと、希望、全てに配布しているわけではなくて相談があつたときに配布しているということになります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田齋史君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>再々問します。</p> <p>一つ聞きたかつたのは、家族がおられる方はそれでいいんです</p>

が、全く身寄りのない方もおられるわけで、そういう方がやっぱり誰に相談していいか分からんとか、僕自身もそういう相談を受けることがあるんですが、やっぱり後になったら行政がどうかしてくれるやろぐらいの考えでおられる方もあって、そういう方に対するフォローっていうのが必要だと思うんで、その辺の周知なり、どういう方法でその人たちにエンディングノートなりを周知しているのかということ。今どういうふうな方法で、周知の方法、お伺いします。

議長

(福島 登 議長)

生松住民課長。

住民課長

(生松 克祐 住民課長)

廣田議員のご質問にお答えをいたします。

周知の方法というのは住民参加型の勉強会を3月にさせていただいております。

職員も含めてですね、平成25年から平成27年、28年29年ほんで30年、元年、令和4年5年と、勉強会含めて、職員研修含めて行っております。

そしてその対象者なんですけども、東洋町の場合今ほとんどおりません。

おる方はですね、相談があったのは成年後見の方っていうところでございます。

人口の多いところはですねそういう方、多々、多数おるんだと思うんですけども、本町の場合はいてないということでございます。ですんで、もし相談があって本当に1人だけしかいない場合

	<p>はですね、また相談乗って、例えば資産、財産なんかもですね、資格のある方が管理しないとなかなか難しい面もございますし、遺言書なんかは所定の条件をそろえてないと遺言が成立しないということもありますので、そういった方、そういった内容になってくればですね、専門の方に相談して、前へ進んでいくというようなやり方はしております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田齋史君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>いないというご答弁やったんですが、結構僕自身は何件かやっぱり相談事がありますので。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>もう次移ってください。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>はい、②いきます。</p> <p>その引取り手のない死亡者、死亡人に対する町の業務実施体制、どのような手順で行われるのか伺います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松住民課長。</p>

住民課長

(生松 克祐 住民課長)

廣田議員のご質問にお答えをいたします。

町の業務体制ということですが、ちょっと分かる範囲でご説明させていただきますが、まず引取り者のいない死亡人につきましてはですね、死亡人ですので、まず火葬埋葬ということになると、葬儀とか火葬埋葬ということになるんですけども、その場合はですね、墓地埋葬法に関する法律第9条の規定によりまして、死亡地の市町村がこれを行わなければならないとなっております。

そしてその遺骨はですね、引取りがないので、本町の相間霊園で保管するということになります。

そしてまたその他の資産等につきましてはですね、勝手に処分することができません。これは弁護士だろうと思いますが財産管理人の選定というのが必要になってきます。ですんで、資格を有する方との相談になってきます。そして、完全に身寄りがないかということも調べなければいけないんですけども、やっぱり法定相続人というのは調べていかなければいけません。もう完全に1人っていうことになれば、財産の管理等々は、先ほど言いましたとおり資格を有する方との相談になるんですけども、誰か法定相続人がおればですね、その方との話合いでの、こういった処理っていうか、相続してくれるのかどうかっていうのも含めて話合いはしていかなければならないとは思っておりますので、法定相続人が探す必要はあると思います。

以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

<p>2 番議員</p>	<p>2 番、廣田齋史君。</p> <p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>再問します。</p> <p>結構な手続がかかってくると思うんですが、戸籍の公用請求など、親族関係図作成等、遺留品の金融機関に対する証明書など、いろいろ手続があると思うんですが、それらの手続に何人ぐらいの職員で何日ぐらいの日数がかかるのか伺います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(生松 克祐 住民課長)</p> <p>廣田議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>それはその内容によります。例えば戸籍を追っていった場合の法定相続人が複数人におった場合ですね、かなりの時間も要しますし、孫、ひ孫になってくると、法定相続人もたくさん出てきますので、その方々と話し合いをしていかなければなかなか前へ進んでいけないということにもなります。ですんで時間というのはどれぐらいになるか分かりませんが、ケースによるものだと思っております。</p> <p>また、財産なんかの選任につきましても弁護士等の相談であって弁護士さんの都合、日程にもよりますのでどれぐらいの期間でどのような形で受けてくれるのか、管理してくれるのかということも、多分ケースによっては違うと思いますので一概に、時間がどれぐらいっていうことは分からない、明確には分からないとこ</p>

議長	<p>ろでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田齋史君。</p>
2番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>③ですが、先ほど1番最初に答弁の中にあっただやうなんで、これはもう</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>止めるんですか、③。</p>
2番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>もう、これはいいです。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>よろしいですか。</p>
2番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>いいです。いいですが、まあ実際さっきも言いましたが、一応そういう相談も受けてるということありまして、先ほどそういう人はおらんという答弁があったと思うんですけど、やっぱりそういうのをフォローする細かいやっぱフォローの体制をとっていただきたいと思います。</p> <p>それでは、2に移ります。</p>

甲浦保育園についてということで移設するこの機会に甲浦保育園を保護者の利便性や子供が無理なく小学校教育に入っていくように、幼稚園的な役割を備えた認定こども園に移行することは、特に幼稚園のない本町には必要だとの考えから質問いたします。

①過去に認定こども園への移行が検討されたことがあるのか伺います。

議長

(福島 登 議長)

長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

廣田議員のご質問にお答えいたします。

昨年のお話でありますけれども、甲浦保育園の高台移転計画を機にですね、認定こども園への移行を検討いたしております。

担当のほうでございますね、高知県の幼保支援課ですとか、近隣の町の認定こども園のほうで研修を受けているところでございます。

以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

2番、廣田齋史君。

2番議員

(廣田 齋史 議員)

②の質問に移ります。

現在の保育園から認定こども園に移行した場合のメリットやデメリットはどうお考えでしょうか。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>長崎町長。</p>
町長	<p>(長崎 正仁 町長)</p> <p>廣田議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>メリットといたしましては認定こども園につきましては、保育園と違いまして保護者の就労の有無に関わりませず、施設の利用が可能となりまして、低年齢児から預けることができます。しかしながらですね、本町の場合、ほとんどの利用者の方が2号認定者といいまして、保育の標準時間を利用している背景がありますので現在の保育園で利用者のニーズは賅っている状況でありますので移行するというメリットっていうのは、今のところ見当たらないと感じております。</p> <p>次にデメリットといたしましては、認定こども園に移行した場合にですね、指導計画などの逆に提出資料が保育に上乘せして増えるということと、職員の勤務形態が今以上に複雑になって、シフトの調整が難しくなる。そして、保育士資格だけではなくて教諭資格を有してない職員もいるなどというものがあげられております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田齋史君。</p>
2番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p>

	<p>はい、分かりました。③に移ります。</p> <p>③現在の保育園において、就学前幼児教育は行われているのか伺います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>長崎町長。</p>
町長	<p>(長崎 正仁 町長)</p> <p>廣田議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>就学前幼児教育というものはですね、就学前教育もしくは幼児教育ということであります。</p> <p>保育園でもですね、実は日々の保育の中に幼児教育というのは取り入れているというのが現状であります。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田齋史君。</p>
2番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>はい、再問します。</p> <p>行われているということなのですが、それに対してそれで保育園側というか行政側が、今の状態で十分と考えているのか、就学前幼児教育が。保護者の方々の意見ちゅうか、もっとこうしてほしいとか意見があるのかないのか、伺います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

	<p>4の期間と内容になってくるんじゃないかなとは思うんですね。そうやね。うん。4になるんじゃないですか。</p>
2番議員	<p>(廣田 齋史 議員) (自席より) なります。</p>
議長	<p>(福島 登 議長) 4にしますか。</p>
2番議員	<p>(廣田 齋史 議員) (自席より) はい、4にします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長) それではもう1回やり直して、</p>
2番議員	<p>(廣田 齋史 議員) ④に移ります。</p>
議長	<p>(福島 登 議長) 4にしてください。</p>
2番議員	<p>(廣田 齋史 議員) ④の就学前幼児教育が行われているということなんで、その内容が十分であるのかということ伺います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

<p>2 番議員</p>	<p>期間と内容ということですね。</p> <p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>そうですね、期間と。</p> <p>(自席より、通告どおりとの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、通告どおりです。</p> <p>長崎町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(長崎 正仁 町長)</p> <p>廣田議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>すいません、ちょっとまどろっこしい言い方なんですけども、廣田議員の質問の趣旨から言われまして、まず保育園でも、幼稚園と同様の教育は行われているということでもあります。</p> <p>これが簡明な答弁になるんですけども、そしたら先ほどのご質問に移ります。</p> <p>まずですね、幼児教育というのは乳時期を過ぎた1歳から6歳までの子供に対して行う教育のことでありまして、生活を通じて、言語能力ですとか、身体能力そしてコミュニケーション能力などを身につけてることも含まれております。それと子供の成長に合わせました遊びっていうものを取り入れをしまして、遊びを通じて様々な体験ですとか、学びを重ねていく事ができるように環境を通して行う教育のことでございます。</p> <p>これにつけ加えまして、小学校、就学前の半年前になりますと、</p>

	<p>就学前教育といたしまして、小学校で授業を体験するですとか、徐々に就学に向けての心構えというのも保育の中に取り入れまして、そしてまたその頃からですね、スムーズな就学、今小一ギャップとかということもございますので、保育園と小学校のほう連携をして情報交換をしてスムーズな入学、就学につなげていこうとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田齋史君。</p>
2番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>はい、分かりました。</p> <p>⑤は最初の</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>そうやね。</p>
2番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>はい。町長の答弁でありましたんで移行は考えておられるということなんで、</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>もう一緒ですもんね、1と5は。町長、もう、ええです。3にほな移りますか。</p>

2 番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>3に移ります。義務教育学校についてです。</p> <p>① 8月に北海道の安平町に視察に行かれたようなんですが、構成メンバーを伺います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>蛭子教育長。</p>
教育長	<p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>廣田議員にお答えをいたします。</p> <p>視察の構成メンバーは教育委員会事務局から私を含め2名、野根、甲浦地区の学校運営協議会のそれぞれの会長、総務課企画調整室から1名の計5名でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田齋史君。</p>
2 番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>再問いたします。</p> <p>メンバーをお聞きしましたが、なぜその中にメンバーの中にPTAの方や、教育委員が含まれていないのか伺います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>蛭子教育長。</p>

<p>教育長</p>	<p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>廣田議員にお答えをいたします。</p> <p>ちょっとこの研修場所が北海道でありまして、遠くて費用の面もいろいろ考慮しまして、5名でいくことになりました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田齋史君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>はい、②の質問に移ります。</p> <p>日程と研修内容を伺います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>蛭子教育長。</p>
<p>教育長</p>	<p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>廣田議員にお答えをいたします。</p> <p>今年の8月の21日に安平フォーラムというものに参加をいたしました。</p> <p>そしてそのあと22日には、安平町教育長、ファウンディングベースの社長ほか関係者と意見交換をしてみました。</p> <p>このフォーラムでは、日本一の公教育を目指すまち、まちが学校、学校がまちと題して行われております。</p> <p>一つ目の講演会ではICTの活用、自分に合ったペース、環境での学び、子供一人一人に合わせた柔軟な授業の必要性など。</p>

	<p>二つ目の講演会では、遊びを通じて教育する遊育の大切さ、自然の中で泥んこ遊びや自家製遊戯の製造や、それを使っての遊び、自分でできることや感覚を養い、コミュニケーション力、社会性、自立性を身につけることの大切さを学びました。</p> <p>後半は新設された町営の図書館を併設した学校施設の見学や活用方法を聞いてまいりました。</p> <p>二日目の安平町の教育長との意見交換では、教育長の運営の考え方、教育委員会の職員の働き方、中学校の部活動地域移行の考え方等を聞かせていただきました。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田齋史君。</p>
2番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>はい。それでは③の今回の視察で、いろいろ勉強されたと思うんですが、それで参考になった点、それから本町が義務教育学校に変更していくに当たっての問題点など、またそれらを今後どう反映していくのか伺います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>蛭子教育長。</p>
教育長	<p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>廣田議員にお答えをいたします。</p> <p>今回の視察で参考になった点は、施設の活用方法を設置計画段</p>

階から、ファウンディングベースなどの専門家等を含めて何度も協議して、町民全体のコミュニティーの場と学校施設の融合をすることによりすばらしい施設活用ができているということが印象に残っております。このことは、将来本町が高台移転で施設の設置を検討するときには参考になると思います。本町では、現在は学校4校を存続させる方向で動いておりますので、今ある施設をどう活用していくのかが問題になります。

今ある施設で地域住民と学校がどう融合していくのか、考えるうえで参考にしたいと考えております。

学校教育では、一人一人に合った、一人一人に合わせた柔軟な授業の必要性、社会教育では自然を生かした学びなど、本町がこれから進めたい遊育や、自然体験学習の推進など、参考になる話が聞けたと思っております。

今後、本町ではどのように取り組んでいくのか、本町でできる取組などを学校運営協議会で協議していきたいと考えております。

以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

2番、廣田齋史君。

2番議員

(廣田 齋史 議員)

はい、それでは④の質問に移ります。

今回、ファウンディングベースの主催のイベントのようでしたが、今後も協力してもらおうのか伺います。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>蛭子教育長。</p>
教育長	<p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>はい、廣田議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>ファウンディングベースとは、東洋町の自然や文化を生かした学校教育、社会教育の分野で、来年度にプレーヤーとして関わっていただく予定で、現在は打合せをしているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、廣田齋史君。</p>
2番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>再問します。</p> <p>プレーヤーとして関わっていただくということなのですが、ファウンディングベースが加わることで、具体的にどういったメリットがあって、どういう期待ができるのか伺います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>蛭子教育長。</p>
教育長	<p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>廣田議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>先ほどの答弁でもありましたように、安平町の教育長との対談</p>

の中でですね、参考になる話が聞けましたファウンディングベースが企画に参加することで有効、効率的かつスピーディーに仕事ができているので大変助かっていると必要を感じているということでございますので、東洋町もそういうことで活用させていただきたいと思っております。

以上でございます。

(福島 登 議長)

いいですか。

2番、廣田斎史君の質問が終わりました。

(質問終了時間：11時47分)

ここで少し早いですが、休憩に入ります。

再開は1時です。(休憩時間：11時47分)

休憩前に続いて、会議を開きます。

一般質問について、田島毅三夫君の質問を許します。

件名は、海の駅三者協議開催の要請についてほか10件であります。答弁者は、町長、担当課長となっております。

7番、田島毅三夫君、質問を始めて下さい。

(質問開始時間：13時01分)

(田島 毅三夫 議員)

それでは質問させていただきます。

1番、海の駅三者協議会開催の要請ということで、まず1番目の質問させていただきます。

今後、高齢化や温暖化、有害鳥獣等被害によって海産物や農産

議長

7番議員

	<p>物など地場産品の生産が減少すれば、海の駅の商品も減少する。その対策などの検討も含めて、町と出品者の指定管理者の三者協議、意見交換会はなぜとらないのか。以前頼んだことがありますのでこういう質問になりました。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員のご質問にお答えします。 町、出品者及び指定管理者の三者協議や、意見交換会をなぜとらないのかということですが、このような要望などが指定管理者、また出品者から出てまいりましたら、検討していきたいと思っております。 以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員) 私が言ってるのは町が主導をして音頭とってくださいという質問です。 再問になります。 今後後継者不足などで農林漁業が衰退した場合ですね、またその上に猿の被害などで地場産品の出品が減少したら大きな問題となりますね。</p>

	<p>こういう問題も含めて、年2回ほどの三者協議が必要であると、こういうことです。</p> <p>どうですか、町長、町のほうから三者、後の二者を集めていただきたいが、お答えを願いたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えします。</p> <p>今現在はですね、指定管理者から出品者に対して毎月かわら版ですかね、それを発行をしているかと思えます。その中で定期的に情報交換もできているのではないかと考えておりますし、海の駅に商品を搬入する際など、出品者と指定管理者の間でコミュニケーションもとれているのではないかと認識もしております。</p> <p>その上で、意見交換会の開催要望があれば、検討していきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そういう個々のね、会でなくて三者が共同してやるということ言ってるんです。</p> <p>またこれはもう時間がありませんので、後からまた相談に入り</p>

ます。

2つ目の質問に入ります。

有害獣、猿の被害防除支援についてということで、2点お聞きしたいと思います。

栗、ビワ、スモモ、ヤマモモも全てのですね、それから野菜類も一緒ですけれども、青いうちから一つも残らず猿に食われております。このままでは町産業衰滅すると思うております。

奄美大島ではですね、これ読まんといかんのやな。環境省直轄の外来生物駆除事業で根絶の宣言をしていたと聞いております。

令和4年から6年の半年で約200匹の捕獲をしたわな猟を町が主体となって全町に推奨し1匹4、5万円ぐらいの報奨金を出してでもですね、5年ぐらいで（議長権限で削除）させる捕獲計画を立てようじゃないか。

そうせんと大変なことになる、行政責任者町長の考えをお聞きしたいと思います。

（福島 登 議長）

田島さん、●●やという言葉はおかしいですよ。誰もね、●●やということは考えてない駆除ですのでね、それは個体を減すという意味ですのでね、●●やいう言葉をね私はこの中で、質問で許可した覚えはないですよ。ここに駆除ってなっとうでしょ。●●やなってないですよ。

（田島 毅三夫 議員）

（議長権限で削除）。

議長

7番議員

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>●●も駄目です。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ここへ書いてあるあなたが。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>●●も駄目です。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>もう、やあこしいなあ、こんな事いちいち。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>●●はマンガース。これはね僕何回も言うたでしょ。 有害鳥獣の駆除と外来生物のね、待ってくださいよ、事業が違 うんでね。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>待って、ストップしてますか、時計。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ストップせんでいいです。これは住民の人にも分かっていただ かないかんことです。田島さん、これ僕何回も言いましたよね、 有害鳥獣の駆除と外来生物の除去事業は全く違うことです。ここ で、ここでちょっと待ってください。 ここで●●というのはもう、やったことに対して●●と書いて</p>

	<p>ます。</p> <p>ただ田島さんが有害鳥獣に対して●●という言葉を使うのは許可してません。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>皆さん聞いてくれましたか、一般質問で、</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>聞いてます、皆聞いてます。</p>
	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>よわったな、どないするのでほなら、ストップされた……、</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>いや、削除ささないかん。言葉を削除ささないかん。ここを、●●って言うたやろ。</p> <p>田島さん、不適切発言として今の●●という部分は削除してほしいと思いますが。</p> <p>(自席より発言あり)</p> <p>どうですか。全て●●とおっしゃたと思いますが、この言葉について削除してほしいと思いますが、議員としてどうしますか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p>

<p>議長</p>	<p>(自席より)(議長権限で削除)は議会議員が一般質問がする言葉として間違っていない。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>私が言うのはそうじゃないでしょう。事業は別の事業を一緒にしようということ言うんですよ。</p> <p>(自席より、時計ストップしてますか。との発言あり)</p> <p>してません。どうしますか。しないのであれば議長権限で削除します。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほな、やって。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>それでは、議長権限で先ほどの部分は削除いたします。</p> <p>(自席より、なんぼ過ぎた。今のこの。との声あり)</p> <p>7番田島毅三夫君、削除した上で、訂正して質問するならしてほしいと思います。</p> <p>しないのであれば2番の質問に移ってください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>(自席より)町長にお聞きしよんのやきに。削除あんたする言うたんでしょ。してもうてから町長にお聞きしたい今の。</p> <p>(議員自席より、自席からものいわすな。との声あり)</p>

議長	<p>(自席より、はい、はい、はい、はい。との声あり)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>削除してこの質問の答弁を頂くんですね。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>はい、ほんならはい。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>削除そちらがするんならどうぞ、やってください。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、しました。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>町長、答弁お願いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(生田 憲一 産業建設課長補佐)</p> <p>私のほうから田島議員のご質問にお答えします。</p> <p>まずは猿の報奨金についてですが、現在猿の捕獲報奨金は1万5千円に8千円の上乗せを足して2万3千円ですが、安芸管内では1万5千円から3万8千円の間で、各自治体の判断により報奨金の額は決められています。</p> <p>本町も来年度以降、この報償金の額の変更も視野に入れて検討</p>

していく考えであります。

また、生産者団体を中心に実施予定の猿被害の防除対策について、現在の進捗状況をご報告いたします。

昨年度から本格的に、生産者団体と協議を重ね、今年度は県庁の担当者ともウェブ会議で勉強会を開き、来年度から県の補助事業を受け入れる体制を整えている段階であります。

この補助事業において、1、集落勉強会。2、自動カメラ調査。3、GPSによる群れの行動調査。4、捕獲檻の設置場所の選定。5、捕獲檻の設置。6、一斉捕獲などを実施予定であります。

なお今回の補正予算では、猿被害対策行動調査委託料152万9千円を計上し、猿の群れの行動をGPSで把握し、被害が出る前に、追い払いを実行できれば、少しでも農作物の被害軽減につながると考えております。

以上です。

(自席より、発言あり)

(福島 登 議長)

自席からの発言はやめてください。再問でやってください。

7番、田島毅三夫君。

(田島 毅三夫 議員)

すつとする、今の答弁聞いて。再問になります。

まああの、再問で一つだけ教えて時間がない。頭数、今までの4年5年6年の捕獲頭数だけ教えてください。

(福島 登 議長)

議長

7番議員

議長

産業建設課長補佐	<p>生田産業建設課長補佐。</p> <p>(生田 憲一 産業建設課長補佐)</p> <p>(田島議員自席より、長いきに猿の数だけでいいです。)</p> <p>はい、令和4年度が99匹、令和5年度79匹、令和6年度は現在までで44匹です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>まああの再々問という形になりすいません、今そういう頭数いただきました。</p> <p>つまり、これだけの数はそれまで令和3年までは、2匹とか3匹とか多いときでも5、6匹しかとれてなかったんです。</p> <p>それは去年、一昨年から急遽こんだけ伸びたということは檻がいやごめんなさい、輪差ができたからなんです。そういうことで私は輪差輪差と言ってるんですよ。</p> <p>それを覚えちゃって、お答え願いたいと思います。</p> <p>2つ目の質問に入ります。</p> <p>完全に速やかに有害鳥獣の(議長権限で削除)を果たすには、狩猟免許証、</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>また●●は駄目です。田島さん、</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほんならね。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>その言葉をまた削除せないかんです。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>私は書いた通告のときに消しといてくれたらいいやないかほ れやったら。(議長権限で削除)をどんなにしたらいいんですか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>●●を削除してください。よろしいですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>有害鳥獣の果たすというんか。ほんなら。有害鳥獣を果たすに は、狩猟免許所有者の増加も、</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さんはちょっと待ってください。小池が行きます。止めて ください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>止めちよって、止めちよって。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

7 番議員	<p>止めてください。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほんなら、慌てることはない、ゆっくりやりましょう。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>最終のを持ってないと思います、最終の文書でやってもらわな いかんです。</p> <p>(自席より、減らす言うて書いてある。との声あり)</p> <p>減らすになってる、●●や書いてない。</p> <p>(自席より、…わしらの持ちちよるのには書いてないけどな あ。との声あり)</p> <p>(自席より、いや、修正されてるとの発言あり)</p> <p>(自席より、修正したやつをやらにゃあ。との発言あり)</p> <p>(自席より、けんど(議長権限で削除)やどいていかなんとい う……議会の質問で止められる…との発言あり)</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>何に向いて、県の議長会へ確認してくれてみ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>どうぞやってください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そういうことでひとつお願いします。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>そういう事じゃないです。ちゃんと2番として、ちゃんと初めからやってください。2番のところからやってください。完全に速やかにから。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>時間が勿体無いなあ。完全に速やかに有害鳥獣を減らすためには、狩猟免許所有者の増加も要件となる。このままではふるさと納税や海の駅の地場産品も無くなる。そのふるさと納税寄付基金を使って狩猟免許取得や更改費用も全額町負担にしてでも、町を挙げた捕獲作戦を求めるかどうか。農業だけでなく、町自体の存亡を統括する町長の意見を聞きたい、これが質問です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(生田 憲一 産業建設課長補佐)</p> <p>田島議員のご質問にお答えします。</p> <p>狩猟免許所有者を増やすことにより、有害鳥獣の捕獲数が増加し、それが農作物の被害軽減につながることを目的に、平成25年度から新規に狩猟免許を取得する場合に限り、その一部を補助しておりますが、更新費用につきましては、現在全額自己負担となっております。</p> <p>町としても、免許所有者の増加は今後の課題でもありますので、狩猟免許の新規取得や更新費用の一部あるいは全額を補助すること、また、財源内訳として、ふるさと納税寄付金の一部を活</p>

	<p>用することも今後検討していきたいと思います。</p> <p>(自席より、そうそう、そういう答弁言うてくれたらな。あなたにこれから頼む。との発言あり)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>それではこの再問もやめときます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3つ目です。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>3番目に移ります。3番目はこの何を棒読みさせていただきますので。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、どうぞ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>野根小中学校の甲浦小中学校との合併の件について2点お聞きしたいと思います。</p> <p>1点目、野根小学校は来年から生徒数はゼロとなります。同様中学校もこのままではあと3年でゼロとなるわけですが、生徒数</p>

	<p>の減少は団体生活での切磋琢磨の教育にも支障が出ると思っております。町内小中学校の合併を検討すべき時期ではないのか。</p> <p>当事者や住民も含めた地域検討会の開催を求めて町長、教育長の考えを聞きたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>蛭子教育長。</p>
教育長	<p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>田島議員にお答えをいたします。</p> <p>今後の学校の在り方については、令和5年8月の東洋町総合教育会議で、今ある学校は存続させるという方針を決めておりますので、検討会の開催は考えておりません。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(自席より、発言あり)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>令和5年言われました。しかし今6年です。もう来年になったら7年になるんですが、そうもう時代は変わっていったるんです。そのことに固執してするよりもその状況に応じて対応していかんといかん。そのことを言うておきます。</p> <p>それから、あのー</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再問ですか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再問でなくて2つ目の質問に入ります。ちょっと待ってね、もう時間に追われてしてもて。</p> <p>2番目です。閉校後の校舎は、町おこしの</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん、休校やね。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>休校になっちゃうか、またほんまになあ。</p> <p>(自席より、直してもうたやつ持ってないん違うんか。との発言あり)</p> <p>持っちゃうよ、持っちゃうよ、持っちゃうよ。休校に、うるさいきん、ややこしいきん、ほら。休校になるのであれば校舎は、町おこしの施設として全国的な観光客のキャンプや宿泊施設、民営資料館や地場製品の加工所、野根地区活性化センターなどへの活用、検討してはどうかということを2番目の質問です。町長お願いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>蛭子教育長。</p>
教育長	<p>(蛭子 浩久 教育長)</p>

<p>議長</p>	<p>田島議員にお答えをいたします。</p> <p>現在は学校を存続させる方向で取り組んでおりますので、検討は考えておりません。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再問です。</p> <p>今まあ、存続させると気持ちは分かります。</p> <p>しかし私が言うのはもう現実的にね、小学生が今のところゼロですからね、1年生から6年生まで、5年生まで。そうなってきたらもうほんまに先が見えてるんです。そういうことをひっくるめて、今後のこともやっぱ考えていかんといかん。頭から決めてしまうじゃなくて、そういう意味で私は一つの再問として、東洋町の町民会議やね、私はいつも言っている全体で考えていく、そういうほの会を立ち上げて、全町挙げた問題として検討すべきじゃないか、町長にお願いしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ちょっと待ってくださいよ、全然違うところじゃないですか。全町会議ってどこにあるんですか。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>何々。再問で。再問として言よるわけやきに。再問やったら通</p>

<p>議長</p>	<p>告せんでもかまんやろが。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>教育長が考えてない言う答弁、明確な答弁しとんのに。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほんでだからこれで今言うたやろ、去年の言葉を言うてもいかんきにこれから対応していかんといかんと。状況は変わりようのやきに。</p> <p>そのためには今言う東洋町民会議をつくってそこで検討したらどうですかとこういう質問しよう。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>町民会議やどこに載ってる。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再問。再問やきに載ってないて。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ちょっと、よう、聞いてくださいよ。答弁は考えてないというのに、再問が町民会議になるという意味が分からない。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>時計ストップしちよいて、小池さん。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p>

7 番議員	<p>これは、再問としては許可できないです。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>だから、もうしないということを答弁があったから。だから、これに再問しようわけ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>それは、再問がどうして町民会議になるんですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>だから、5 年度にこういうことを決めたというから、5 年度は去年のことやき、今行政が</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>それ以上ね、勝手な質問をね、発言をするのであればね。</p> <p>次はもう、議会会議規則 5 4 条によって本当に発言を中止せな いかんなる。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>おりゃ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>そうでしょう。なんで答弁がですよ、考えてないのにどうして、町民会議に移るんですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p>

	<p>5年にやったことを続けてやっていくというから、5年度はもう先に去年になるんやきに、これから6年7年としたときに0が続いていたら、これは考えていかんからそういうときにはこういう協議会の中で協議してもらえませんか、とこう言いよう。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ほんで存続の方向で考えちようと言ひよんですよ。そうでしょう。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ここに来てあんた、わしがほこ行くわ。何言ひよるか分からんなる、議長がほんだけ、人の質問を……話にならん。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>もうそれ以上本当にね、もう勝手な発言をやめてください。勝手な発言を本当にこれ以上繰り返すんであればほんまに発言を禁止せないかんなる。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>小池さん、いっぺん確認してくれ、県へ。こんなことで止められたら、ほれこそもう…。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>それ以上発言を繰り返さないでください。もう次は止めないかんなります。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほりゃあ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>次の質問に移りますか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>いっぺん戻る。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>戻る。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>席、戻ってもういっぺん、手挙げる。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、どうぞ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほんまにもう。今、3 番。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>4 番ね。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>4 番目やね。はい。</p>

<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>4番目の質問に入ります。</p> <p>野根地区の地区名の改正の件ということで、1点お聞きしたい。</p> <p>10年以上前にも同様提案をしましたが、甲乙丙を地区名に変更すれば、人を尋ねる時も他町の人も助かるし、身近にも感じます。地区名がね。地区全体が明るくなり、住民の団結意識も高まると思っております。</p> <p>戸籍謄本は原本はそのままにして、住民の行政資料や地図はもちろん、全ての公開資料を謄本地名で、まあいう所の真砂瀬とか何かそういう地名ですね、そういう地名での公開に変更を求めたいがどうでしょう。お聞きします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(築地 仲音 総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えさせていただきます。</p> <p>戸籍簿や、住民基本台帳と違う内容で出しますと、かえって住民さんの混乱を招きますので、そのような考えはございません。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>前と同じような答弁ですけどもね。だから言ってるんです。再問です。</p> <p>寂れる地域、郷土を守り活性化させるには、大きな決意がいります。幕末明治維新の改革ぐらいの決意とですね、団結、行動がなければ改革も発展もないと指摘しておきます。</p> <p>そのためにはこういう歴史を変えるには東洋町地域活性化協議会が必要となりますが、その立ち上げはどうでしょうか。そこで検討することにしてもらいたい。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん、田島さん、田島さん。変更言うたら公開の変更を求めるといふことでそんなこと考えてないのに、どうしてそこでね、会議に移るんですか。その再問は、許しません。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>まあ、待ってください。時計止めて。私が言ってるのはそれ、そういうことであれば……。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再問は答弁に対する再問ですよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p>

議長	<p>だから、そういう返事をもうたから、それなら住民さんのグループでの協議を町全体の協議に進めてもらいたい。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>それは再問にはなりません。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>どいてなあ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>許可できません。いやそれは厳格にやってもわなかったらね、田島さん。もう最初から僕は再問は答弁に対する再問と言うたでしよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>住民さん、全体で考える問題ですと言う事です。ここだけで話は駄目なので。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>勝手な発言はやめてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>次の質問に移るんですか。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>手挙げよるほやきに。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>5 番目の質問に入ります。大変やなこらあ。</p> <p>仲人制の人口減少と非婚者対策を問うということで、1 点お聞きしたい。</p> <p>地域衰退の原因は人口減少にあります、それには非婚者数を減らすことが喫緊の課題であります、第 1 の。なぜ住民の仲人を認めて成立すれば報奨金を出すという仲人制度を設けないのか。</p> <p>何回も言うたからね、こういう言い方になります。他の費用も経費も不要であり、成功すれば本人たちだけでなく、家族も学校も町も全てを活性化するのであります。</p> <p>なぜ反対するのか、町長責任も含めて理由をお聞きしたい。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>奥村住民課長補佐。</p>
住民課長補佐	<p>(奥村 忍 住民課長補佐)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>仲人性に関しましては、プライバシーの観点から、婚活希望者の中には、第三者に介入されたくないという方もおられると考え</p>

ます。

一方で婚活アプリや婚活イベントなどの利用者が増えているところから、本町ではハートコネクト支援事業にて、婚活アプリ利用料や、婚活イベントの費用のほか、結婚相談所費用や、交通費等を支援し、婚活を後押ししていきたいと考えております。ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

私が言っているのは、別グループの行動まで活動まで止めることは一言も言っていません私は。嫌な人は、頼まなければいいんですからね、仲人さんに。仲人さんがどうな言っても嫌なら嫌って言うたらいいんですから、なんちゃあ問題ない。少しでも非婚者数を減らして町活性化に繋がりたいだけなんです、私の考えは。なぜそういうあんたたちは答弁ばかりするんですか。

費用もかかるんじゃない、実際現実にした人だけに報奨金を出すようにしたらえい、ね。なかったら止めたらいい、こういうことにしたら何ちゃあ関係ない。もうこのことはいいです。

5つ目の質問に移ります。

議長

(福島 登 議長)

6つ目や。

<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>6つ目か。これはまた問題があったかややこしかったかな。</p> <p>災害時の水の確保、湧水の確認ということで、1点お聞きしたいと思います。</p> <p>最近も高新記事に災害時の飲料水に井戸水を活用するということは載っておりました。</p> <p>本町では特に全域浸水予測の甲浦地区は浸水しない井戸はほとんどないんです。</p> <p>そこで全町内の浸水しない場所の湧水調査を行い、飲料水として使える水を登録し、町と地区は管理し震災時だけでなく、日常の水飲み場とするような提案するのはどうでしょうかというのが質問です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>足達総務課長補佐。</p>
<p>総務課長補佐</p>	<p>(足達 善行 総務課長補佐)</p> <p>田島議員のご質問にお答えします。</p> <p>井戸の整備や計画は現在のところございません。</p> <p>飲料水の確保の対策として、野根川や河内川などの河川の水の利用を考えています。真水製造機を利用して飲料水に換えます。真水製造機は紫外線による殺菌を行うことができる機械です。24時間以内に消費することが必要ですが、安全に飲むことができます。</p> <p>以上でございます。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再問です。ではなぜ教えて。</p> <p>こういう計画を立てようとしらないんですか、理由を聞きたい。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>足達総務課長補佐。</p>
総務課長補佐	<p>(足達 善行 総務課長補佐)</p> <p>田島議員の再問にお答えいたします。</p> <p>井戸の整備を行いますと、維持管理等、水質検査など、様々なコスト、労力がかかってくるものと思います。</p> <p>災害時には、河川の水は配水池などを利用して水の確保に努めてまいります。</p> <p>以上です。</p> <p>(自席より、議長、私は井戸や言うてません。との発言あり)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>もう、ここを出てきてから発言してください。できてから発言してください。まあまあ、待ってください。田島さん、ちょっと待って。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再々問か、再問か。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再々問です。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>みてみいほやきんわしは、言うたん自席から。わしはなんちゃあ井戸の事なんか言うてません、山の自然水のことをね。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>井戸水の話しとんのに。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>浸水しない場所の湧水調査。そこで、全町内、浸水しない場所のと言うちやある。浸水しない場所の湧水調査を行いとね。井戸は80%~90%ぐらい使えなくなるんですから、その代わりに山の自然の水と言よるんよ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>井戸水に対して言よるんでしょ。井戸水でしょ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>井戸は、ほらもう使えんから、東洋町の甲浦の場合はね。</p> <p>再問、再々問。全国各地の被災地復興にはまず飲料水の確保は優先課題となっております。</p>

議長

本町も特に甲浦地区は90%以上が水没予測され、復興には長時間を要し、まず水が必要になると思います。

そう大きな費用もかからない、国や県の防災補助金でまず水源地の調査から始めてみようではないかという質問です。もう一度答弁お願いします。山とかね、谷とかね、そういうところの自然の水のことです。

(福島 登 議長)

水源地ってなっちゃうもんで途中で、水源地となるのは、井戸も書いとるけど、水源地も確かに書いてある。答弁してください。

(議員自席より、井戸水を活用するという書いてある。との発言あり)

水源地も書いてある、下から3行目に、……。湧水調査か。水源地調査と湧水調査は違いますよね。

(議員自席より、井戸は書きちゃあないんよ。井戸の調査せえは、書きちゃあないんよ。との発言あり)

(議員自席より、皆が分かるように質問をしてもらい。との声あり)

(議員自席より、井戸を……変えられて、変えられて、見てみい、修正、修正されて。との発言あり)

いやそれは、まあまあその話はいいです、その話はいい、その話はいい。

(議員自席より、どっちにしたってほら、井戸じゃなしに……。

	<p>との発言あり)</p> <p>(議員自席より、……。)</p> <p>もういいです、それはいいです。答弁できますか。</p> <p>足達総務課長補佐。</p>
総務課長補佐	<p>(足達 善行 総務課長補佐)</p> <p>田島議員の再問にお答えいたします。</p> <p>湧水に関しましては、地震が起こったときに、水源が確保されるかどうか、疑問がありますので、確実に使える水を探してその水を利用したいと考えています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>7番目の質問に入ります。</p> <p>町活性化対策を問うということで、3問お聞きしたいと思えます。</p> <p>1つ目、小敷網、夜網のようなそういう網の再開を検討ということでお聞きしたいと思えます。</p> <p>漁業の不振と漁業者の減少とともに、海の駅にも魚の種類が減っております。商品のね。アジやサバ、イカやエビなど小魚や磯魚も入る、小敷網や夜網の復元を求めるかどうかという質問でございます。</p>

<p>議長</p>	<p>どうしてもやる人がいなければ、町営での再開を求めたいが町長どうでしょうか。</p>
<p>副町長</p>	<p>(福島 登 議長) 伊吹副町長。</p> <p>(伊吹 真貴博 副町長) 田島議員のご質問にお答えいたします。 田島議員ご指摘のとおり、町の漁業は、漁業者の高齢化や後継者不足、漁獲量の減少や魚価の低迷により、先行きが不安でございます。 漁獲量減少の原因の一つとしては、地球温暖化による海水温の変化が日本近海の魚の回遊域などに影響し、餌不足によって魚体が小型化しているようだと、研究報告もされているところです。 本町といたしましては、大敷や小敷など立ち上げてくれる方々がいれば、県や関係機関と協力し、支援をしていきたいと考えております。 また、町は漁業経営に関しては、ノウハウを持ち合わせておりませんので、漁協や漁業関係者が立ち上げることが一番望ましいと考えておりますので、町営での立ち上げについては今のところ考えはございません。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>町単独を、再問です、がいかんということは今聞きました。まあしかしですね、このままでは大変なことになります。だから私は、町が主導してという言い方をよくするんですけども、町は直接できなかつたら町は主導して皆をまとめていくというね。漁協やらいろいろ住民さんをまとめていって、こういう形でつくっていかなければ、漁協やら漁師の方にそれやれやれということではなかなかそれは個人的にできないですもう今の状態では。だから町が主導して、皆さんに知らして費用的なものを町が出して、そういうことで何とかこれを軌道に乗せていかんか、そういうことを言っているんです。もう一度、答弁を大坪さん、いや、伊吹さんお願いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>伊吹副町長。</p>
副町長	<p>(伊吹 真貴博 副町長)</p> <p>田島議員の質問にお答えいたします。</p> <p>先ほど答弁したとおりでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>7 番目の 2 つ目の質問に入ります。</p>

	<p>自然釣堀の設置ということでお聞きしたいと思います。</p> <p>人口減少とともに寂れる町の再生には一時的なイベントだけでは無理だ。私も経験してます。いろいろイベントやりましたがなかなか無理でした。</p> <p>岸壁突端に自然釣堀の設置を求めたい。もう5回も6回も言うてますけどもう一度言います。その魚は小敷や夜網の魚を放流すれば問題はないし、海の駅の地場産品確保や観光立町の名を挙げるのにも大事なことであります。道具や船経験者のいる間にやってみようではありませんか。町長の考えを聞きたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えします。</p> <p>岸壁の突端に自然釣り堀の設置ということですがけれども、漁協などの関係者から設置の要望などがございましたら、検討をしていきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>逃げ口上がうまい。今現在東洋町は</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再問ですか</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再問です。</p> <p>室戸のほうに本部に移ってですね、今自由に何もできない状態なんです、漁協は今。</p> <p>そういう漁協に、漁協のほうから言えと言ってもできるわけがない。</p> <p>だからこちらから声をかけて、本部のほう県のほう、国のほうでも構なあ、やっていきませんかという質問なんですから、それが全く分かっていない。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>答弁に対する再問ですよ、再問するのであれば</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>もう一度お聞きしようか。もういっぺん考えを改めてくださいという質問することにします。</p> <p>ややこしな、ほんまに。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えします。</p>

議長	<p>この自然釣堀の管理、運営などを行う団体が出てきましたら、町のほうも検討していきたいと考えます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再々問かな。今さっき自席で言いましたが、ほんなら、大坪課長、私が未来会でやると言うたら受け付けてくれますか。お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>まず、その内容の書類等を見せていただきまして、それが管理運営、ちゃんと成り立っていくのかどうか、そういったところは判断していきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>次3番目です。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>分かりました。そのときには覚悟決まったら教えてもらいます</p>

議長	<p>のでいきます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>次へ移ってください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>7 番目の 3、観光サーフィンとしてのオープン化ということで 1 点お聞きしたいと思います。</p> <p>宍喰のサーフィンが見栄えがするのは、車で通りよってね、よう見てますが、国道や駐車場からの観覧が大きなメリットとなっているという感じがします。</p> <p>生見サーフィンをもっと身近にして多くの人の鑑賞が必要です。それには少なくとも、生見坂の国道から一望できるように沿岸の雑木を伐採すること。これはもう急がんといかん。緊急課題となっております。本当に町活性化を考えるなら、即対応するはずですがどうでしょうか、町長の考えをお聞きしたい。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えします。</p> <p>生見の坂の雑木の伐採ですけども、この場所は、急な坂でもありますし、景色がよく見えることによって国道に車を停止し、事故につながる危険性もございます。</p> <p>よって今のところ木の伐採は考えておりません。</p>

<p>議長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そんなこと言ったら、再問で、そんなこと言ったらもう突喰なんかも国道から見えるんですからね。同じ条件です。</p> <p>8番、いやごめんなさい、3番、7番の3番の、終わった8番目入ります。</p> <p>東洋町地域活性化協議会の立ち上げを問うということで、一つお聞きしたいと思います。</p> <p>このままではあと5年10年を待たずに町の農林漁業商工業は取り返しがつかない大変なことになります。目に見えています。その防止には各地区グループなどの分散的対応では成果が出ない。町は主導して全町各産業や地区代表らによる町地域活性化協議会を立ち上げて、全住民が協力し合って、活性化対策を練ろうではないか。そういう質問でございます。答弁を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>長崎町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(長崎 正仁 町長)</p> <p>田島議員にお答えをいたします。</p> <p>町の農林水産業あるいは商工業の振興と発展についてということで、今回も、大変大きな取組の提案というふうに向けて受け</p>

止めております。

ただですね、これだけ大きな会議を開こうとするにしても前回も申し上げましたけれども、具体的なテーマがなくては、人は集まりませんし、いろんな分野で活躍される方々を集めたとしても、意見集約自体が難しいのではないかなというふうに思います。

地域のほうをですね活性化したいという気持ちは私も当然ありますけれども、具体的な提案がない中で、この提案を受け入れるかと言われまして、今のところ受け入れる考えはございません。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

毎回同じような答弁もうてますけれども、ではですよ、再問です。このまま放置するんですか、この町の現状を。黙って見てから寂れていくのを見るだけにするんですか。私はとてもそんなことできない。何とかしてもこの町を変えていかんと大変なことになる。そういう意味での質問です。

町長はそういうことで今、反論じゃないけどもできないという答弁頂きました。ではどうするか、ね。今現在私が言ったような、町産業がどんどん寂れて町政がどんどん萎む、人口も減少している子供もいなくなっている野根小ももうじきゼロになるんですから、そういう状況をどう変えていくんですかほんなら、具体的に説明してください。

議長

(福島 登 議長)

長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

田島議員にお答えをいたします。

大きななかなか取組ではないかもしれませんが、農業ですとか漁業を営んでいる方、あるいは商工業経営する方々に、経済的な支援はさせていただいております。

ただそれがですね、議員のおっしゃる通り、地域活性化の起爆剤になっているかといえば、そうでないかもしれません。

そういう意味で地域振興券の発行もですね、地域経済の少しでも足しになればということで継続をしております。

財源も絡んでくる中で、大きな取組というのは、本当難しいかもしれませんが、小さなことからでも取り組んでいきたいと思っておりますし、地域活性化の源でもあります、人口減少対策に重点策として取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

(自席より、小池さん何分ある。との発言あり)

議長

(福島 登 議長)

9分です。

(自席より、9分残っちょる。との発言あり)

8番、すいません、7番田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

<p>議長</p>	<p>町長からそういう答弁がありました。</p> <p>しつこいようですけども、今あなたはこういうことを考えていかなければならなかったと言われましたが、ちょっとでも構いませんが、今後どう考えているかその具体的にちょっと一つ言うてください。ただ口先だけで答弁で私は納得できない。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>再々問。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再々問。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>長崎町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(長崎 正仁 町長)</p> <p>人口減少対策に取り組んでまいりましたけれどもその具体的なことはこれまでも申し上げておりますけれども、まずは働く場というのをつくっていきこうと。それから移住促進、そういったものが大きく具体的な取組だというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p>

	<p>全く、実証が出ていません。9番目の質問に入ります。</p> <p>防災復興の両輪として、公民館、救急などの高台移転計画を聞くということでお聞きしたいと思います。</p> <p>あちこちの被災地や災害地を見てきました、私達ね。東北やあちこち。</p> <p>震災後帰省できない人がたくさんいると聞いております。公共施設の高台移転は防災だけでなく、人命財産保護と復興対策にも大きな影響を与えます。</p> <p>防災とは高台移転なりを合い言葉に、民家も含めて少しずつでも高台造成、移転の検討に入るよう求めたいが、町長の考えをお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>足達総務課長補佐。</p>
総務課長補佐	<p>(足達 善行 総務課長補佐)</p> <p>田島議員のご質問にお答えします。</p> <p>公共施設の高台移転につきましては、現在室戸市消防署東洋出張所を津波浸水エリア外に移転の検討をしているところです。</p> <p>甲浦地区公民館、野根地区公民館につきましては、現在高台移転の計画はございません。</p> <p>民家を含めての高台造成、移転の検討につきましては、東洋町事前復興まちづくり計画の中で検討していきたいと考えています。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

<p>7 番議員</p>	<p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>今後考えていきたい、いう答弁でございます。</p> <p>今後考えるときにね、私はほら行政だけ、あるいは一部の人のみでの協議でなくて、そういう町全体がもう全体が考えていくようなための、こういう先ほどの 8 番目の質問はそれやったんです。今後そういうことも考えて前向きに、ほんまに現実的に実施してもらいたい。口先だけではいかん。そういうことでございます。</p> <p>それでは次の質問に移ります。</p> <p>10 番目になるのかなあ。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>10 番目です。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>民間委員選任の資料添付を求めるということです。</p> <p>これは今回、2 名の町役員の選任が議決されました、この議会で。これで苦情が出たのが、あったことない人について賛否の判断はできないという苦情があったんです。</p> <p>以前も提案しましたが今後どうでしょうか。</p> <p>候補者の写真と決意書というか、そういうものを添付して、それを見て顔見たことない人でも分かるような形のものをしていただけないかという質問でございます。</p> <p>答弁を求めたい。</p>

<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長) 築地総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(築地 仲音 総務課長) 田島議員のご質問にお答えさせていただきます。 議案理由説明書へ写真と決意書を添付するには、候補者の皆様に提出を求める必要がございます。お一人でも提出に同意がいただければ成り立たないものでございます。 このように町の委員の選任については、住民の方もハードルも高く、人選にも苦慮しておるところでございます。 そのような中で、写真や決意書の提出を候補者の皆様へ求めることは難しいのではないかと考えております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員) 行政ですよ。そんなこと言うたらなんですか、この人たちはいやいや言よる人を無理やり推薦したんですか。今回の2人ですよ、ね。そういうもう全部それを受けてやっていきますという覚悟を決めて決意を込めてから了解しとるんじゃないですか。 そのときに自分の考えは言いたいという人がおるはずですよ。 もう自分はこういうこと、そこにやらせてもらったからこうして町のためにこう頑張っていきますと、そういう意思があるからこそお願いしますとなっちょるわけやきに。あなたの言うようなそ</p>

議長	<p>それは答弁にならない。もういっぺん今そこで考え直して答弁やり直してください。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>再問ですね。町長、笑ったらいかん。</p> <p>長崎町長。</p>
町長	<p>(長崎 正仁 町長)</p> <p>田島議員の再問にお答えをいたします。</p> <p>行政委員を選任をするに当たりまして、その方が適任かどうかの判断資料の提示というのは可能な限り掲載をしたいという考えは議員のように思っております。</p> <p>ご提案のですね写真とか意見書についてですけれども、例えば、身近な選挙におきましてもポスターに顔写真がない立候補者もおります。マニフェストの作成配布のない立候補者もおります。</p> <p>選挙でさえですね、写真やマニフェストが義務づけをされてないということの例えの中で、全ての行政委員にそれを義務づけるということは、少々ハードルが高いのではないかなという感想を持っております。</p> <p>議員のですね質問の趣旨からは、仮に顔写真だけでも計上したとしても、それがあったことない人であれば、この提案に対して決して解決するものではないのかなというふうに思っております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

7 番議員	<p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再問します。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再々問ね。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再々問か、そないなるか。今さっき名前のない人とかなんとか 言いましたね、選挙のときに。そんな人は落ちてるでしょう、現 に。通った人聞いてないが、わしゃあ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん、そういうことは趣旨と違う。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再問しよら、ほんなこと言うなど。</p> <p>ほんで今言う、まあそうやろ。これは議会という議場の中で、 今後町がね、こういう行政執行するためにこういう人が必要だか らということでこうやって議会に選任もらいよるわけやきに。そ れに顔がいかんじゃ、意見がいかんや、顔とは言わなんだな。は い、はい、はい。意見も自分の意見を言うたらどうやこうやほん なことじゃないんです。</p> <p>本人も確かに言いたいはずですそれは。確認しなさい。それで いかだつたらやめてもうたらいいんでしょう。これは出せんとい</p>

	<p>うとそんな次の人探したらいいわけやきに。それはもう第1条件として今後やってもらいたいが、町長もういっぺん返事もらいます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長) 長崎町長。</p>
町長	<p>(長崎 正仁 町長) 田島議員の再問にお答えをします。議員のですね質問の趣旨からは、まずはですね住民の代表者として知らないではなくてですね、知る努力をすることも必要と思っております。 お互いにですよ。 はい、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員) 今、なんぼ。再問できるか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長) 再々問やって、次11の質問になります。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員) 再々問終わっちゃうか。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>2千人おってみんな知りませんよ。全部、私は。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん、全然許可してない発言はやめてくださいよ。11番に移ってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>11番の質問に入ります。銀杏保育園の問題についてということで1点お聞きしたいと思います。</p> <p>新聞報道のあったが言うことは、言うたらいかんのか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>うん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>いかんのか。おかしいやろ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>おかしくないですよ、おかしくない、おかしくないです。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>町と保護者との話合いはどこまで進んでいるのですか。書かさ</p>

<p>議長</p>	<p>れた。こう書いてくれた、代筆してくれた、言いますそのまま。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>住民課長兼地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)</p> <p>田島議員の質問にお答えします。</p> <p>保護者の主張や関係保育士の聞き取り調査を基に、専門家からいただいた意見書などを踏まえ、現在、事実確認及び保護者会開催のための日程調整中でございます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>担当者からそういう答弁いただきました。再問です。</p> <p>私たちはね、自分がいろいろ体験しておりますから、自分体験踏まえて言わせてもらいますが、裁判に発展させたくないんです。</p> <p>今後どうするつもりか、第三者委員会の設置の考えはないのかここで聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>長崎町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(長崎 正仁 町長)</p>

<p>議長</p>	<p>再問にお答えをいたします。</p> <p>ただいま担当のほうがいきましたように、調査も継続中ですし、事実確認のほうを急いでおります。そういった状況の中でですね、今現在で第三者委員会を設置するかしないかという判断はできておりません。以上でございます。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>議長</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>自分のことを言ってすみませんが、もう本当にこういう水掛け論になった場合にはね、本当は大変なんですよ。</p> <p>ところがやっぱりお互いがほんまに腹を割って話合いするような場にしていかなと。</p> <p>言った言わんやいうなところへもっていったら大変になりますから、そうならんためにも、両方腹割って、悪いところは認めてお互い話合いするという場をつくってもらいたい。</p> <p>それをお願いしてこれで私の質問を終わります。</p>
	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君の質問が終わりました。</p> <p>(質問終了時間：13時59分)</p> <p>ここで休憩します。再開は2時15分です。</p> <p>(休憩時間：13時59分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p>

4 番議員

一般質問について高島俊彦君の質問を許します。

件名は、サル捕獲報奨金に関する陳情について、ほか1件であります。答弁者は、町長、担当課長となっております。

4番、高島俊彦君、質問を始めて下さい。

(質問開始時間：14時16分)

(高島 俊彦 議員)

それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。

まず一つ目といたしまして、猿の報奨金に関する陳情書について、ということで質問させていただきます。

6月議会でも、今回の一般質問でも同僚議員が、猿の作物被害を訴えてくれておりましたが、近年では人家のすぐ近くまでおりてきて作物を食い荒らすほど猿の個体数が増えております。

被害を食い止めるには、鹿同様、個体数を減らすことしか方法がないと思います。

聞くところによると、ほご報奨金制度では、捕獲。すいません。間違えました捕獲報奨金制度では、鹿の個体数を減らすため、狩猟期間中でも、狩猟期間は11月15日から3月31日です。報奨金の鹿の場合ですよ。報奨金の対象となり、ほご活動の捕獲。駄目ですね、捕獲活動の成果が出ていると聞いております。

猿も鹿同様個体数を減らさなければ、ますます被害が大きくなり、生産者の死活問題になりかねません。猿も、なりかねません。

猿も鹿同様、狩猟期間中でも、鹿同様ですね、報償金の支払い対象とし、モチベーションを上げて、被害を少なくしなければならぬと思いますが、いかがでしょうか。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(生田 憲一 産業建設課長補佐)</p> <p>高島議員のご質問にお答えします。</p> <p>ポンカンの生産者団体より、狩猟期間中の11月15日から3月31日までの期間も、駆除の対象とするよう陳情書が提出されています。</p> <p>来年度に向けて協議会を開催し、猿の狩猟期間の延長及び報奨金の改定に向けて検討していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>4番、高島俊彦君。</p>
4番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、2つ目の質問に入っていきたいと思えます。</p> <p>2つ目の質問といたしまして、町内の保育園保護者から出された意見書に対する反証について質問をいたします。</p> <p>町内の保育園の保護者から出された意見書に対する反証について質問いたします。ですよ。</p> <p>1つ目の質問といたしまして、質問を出したわね、再問といたします。</p> <p>いや、言うてないわ、ごめん。ごめん。</p> <p>町内の保育園の保護者から出された意見書に対する反証につ</p>

	<p>いて質問いたします。</p> <p>1つ目といたしまして、先日保護者から町に出された反証を見せてもらい、相談を受けました。その中で、弁護士相談の際には同行可能との話であったが、急遽キャンセルとなり、電話で弁護士に話すも駄目だと言われたと聞いておりますが、本当のことでしょうか。質問いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>住民課長兼地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)</p> <p>高島議員の質問にお答えします。</p> <p>保護者会との弁護士の相談につきましては、3月19日保護者会説明会の中で、電話相談も含め相談できるかどうかの話合いをしましたが、そのときは、最終的に弁護士と直接確認してから保護者へ連絡するとお話しさせていただきました。</p> <p>そして、本町が直接弁護士とお会いし確認したところ、役場からの相談を受けた時点で守秘義務が発生しているため、保護者から相談をされても聞くだけとなり、返答はできないと回答を頂き、保護者に説明をいたしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>4番、高島俊彦君。</p>
<p>4番議員</p>	<p>(高島 俊彦 議員)</p>

<p>議長</p>	<p>今の答弁を聞いて、保護者は弁護士相談に行くときには同行できなかったということですね。はい。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>再問ですか。</p>
<p>4 番議員</p>	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>再問でございます。</p> <p>そのあと執行部の弁護士への相談内容も個人情報関係で保護者には見せることができない、と言われたと聞いております。</p> <p>これでは、保護者が出した資料を十分に弁護士が参照してくれたかの内容確認ができない状態であります。</p> <p>弁護士の意見書であります。保護者が、はい分かりましたというはずがございません。</p> <p>このたび保育園の保護者 2 名から第三者委員会を立ち上げていただきたいと</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ちょっと待ってくださいよ、弁護士相談、質問の趣旨がね、弁護士相談にこのことについてですね、キャンセルになったとか弁護士、電話する駄目だったということ、それが本当ですかということについての答弁をしたのに何でその違うところに</p>
<p>4 番議員</p>	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>それは本当ですて言うてくれた、ほのときに同席できんかったいうことを言うてくれたでしょう。</p>

議長	<p>いろいろ個人情報の云々の関係で。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>質問が広がっていきようじゃないですか。</p>
4 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>それに対して物申しよるんですよ。</p> <p>(自席より、複数人から発言あり)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再問は答弁に対する再問ですよ。</p>
4 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>答弁に対する再問やって先ほどの田島さんのなにもほうやけんどよ、やっぱそやって付いて、同席できんかった、できんかったきにやねえ、それについて結局よ、同席できんかったきん結局よ、保護者の気持ち伝わちよるか分からんから言よるわけですよ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>僕はそんなこと言ってないですよ。出されとう質問の趣旨がね、本当でしょうかってその確認をされちようわけでしょ。</p>
4 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>そうそうそう。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>そっからどうしてそうやって広がって</p>
4 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>そののが答えに対しての答弁しよんでしょう、ああ質問しよんでしょうが。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>それは答弁、いや、再問にはなりませんよ。</p>
4 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>何ですか、そうやって田島さんのがと一緒に、結局はね、保護者の気持ちをですよね、訴えよるんですよ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>高島さん、許可もしてないのにねどんどんどん発言するのはね</p>
4 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>それは、再問でしようが。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ちょっと待ってくださいよ。許可もしてないのにどんどんどんね発言をされるのは、もうね、会議規則54条によって注意をしておきます。次はね本当に、規則の2条によって、発言を禁止しなければなりません。だから本当にこの質問の趣旨に乗っ</p>

	<p>て、再問は答弁に対しての再問しか許可はできません。</p> <p>それはどなたがやっても一緒のことで、それは通さないかん、それがルールになってます。</p>
4 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>まあね、そのかわりそない言われてもね、自分としては先ほどの答弁をしてやっぱり保護者の気持ちを訴えよる。賛同してほんで今度の請願書にしたちよ、保護者が</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>高島さん、またいきょうですよ。</p>
4 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>いきょうよ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>僕がもう中止、駄目ですと言ようでしょ。</p>
4 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>ほいたら、質問をちょっとそこんところやめてしもうて、というようにことですね、同席できんかった一方的に結局、役場のほうが相談に行ったがに対してやね、もし町長、もし自分がそういう保護者の立場になったらそういうような意見書がですよ、納得できるんですか。ということちょっと</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

<p>4 番議員</p>	<p>再問にはならんね。</p> <p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>それもならんて</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>何で趣旨が全然違うじゃないですか。</p>
<p>4 番議員</p>	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>結局ついていけれなかった、同席できなかったということを答えてくれましたよね。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>答えた。</p>
<p>4 番議員</p>	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>それに対して町長はそういうふうなことで、その意見書に対して納得できるんですかって聞っきょんのはどこがいかんですか。</p> <p>(議員自席より、議長、かまいませんかとの発言あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>進行に関することですか</p> <p>(議員自席より、そうです。との発言あり)</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>(武山 裕一 議員)</p>

	<p>(自席より) 今執行部のほうが答弁しましたよね。弁護士に相談したら守秘義務ができると、だから、ついていけないんだと、答弁しましたが、それに対しての再質問じゃないですか、するのは。</p>
4 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>そうでしょ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>今おっしゃったように</p>
4 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>分かっております、分かっております。だから、それに対してそういうような状況の中で、保護者が同席できなかった、結局</p> <p>(議員自席より、高島議員、それはお前の気持ちやきに、やっぱりルールにのっとらないかん。との発言あり)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>そうそうそやから</p>
4 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>ほいたら質問、全部切って短縮して、そういうような立場になったときにはね保護者の立場になったときによ、意見書返ってきてますね</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

<p>4 番議員</p>	<p>また一緒に事やりよる、一緒に事</p> <p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>町長は納得できるんですか、いうて。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>待ってくださいよ、再問は、その再問は許可できません。</p>
<p>4 番議員</p>	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>許可できんて、それ以上言いよったら発言禁止ということですか。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、そうです。</p>
<p>4 番議員</p>	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>分かりました。それは、引下げます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>発言の趣旨があるでしょ。2 番に移ってください。</p>
<p>4 番議員</p>	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>それでは2つ目の質問に入りますね。</p> <p>これも止められるのかな一応、再々問</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p>

<p>4 番議員</p>	<p>違います。2 番だから現在もからです。</p> <p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>現在も</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2 番の質問です。②の質問です。</p>
<p>4 番議員</p>	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>②の質問に対して</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>対してじゃなくて②の質問がまだできてない</p>
<p>4 番議員</p>	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>②の質問。はい、はい、分かりました、分かりました。②の質問。ちょっと待ってくださいね。②の質問に入っていきますか。それでは、①の質問はそれぐらいにして、②の質問、②の質問、まだこっち持ってきてない。</p> <p>(自席より、現在もいうところよ、との発言あり)</p> <p>②の質問、現在も調査中と聞いたが、どのように調査して、保護者に調査結果を報告する考えはあるのか。調査結果を報告するなら、いつまでに保護者に報告するか質問いたします。</p> <p>いいですかね、議長。今の2つ目の質問。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p>

住民課長兼地域包括支援センター事務局長

はい。手島住民課長兼地域包括センター事務局長。

(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)
高島議員の質問にお答えします。

どのように調査しているのかにつきましては、具体的に申し上げますと、2月から全保育士への聞き取り調査を実施しまして、その後に保護者会、役場、保育士によります保護者会説明会を実施いたしました。

その全ての内容を調査資料といたしまして、児童虐待に詳しい専門家に、虐待があったかどうかの見解を依頼しまして、4月30日に、その専門家から意見書をいただきました。

その後の5月7日に意見書内容の説明会を開催する予定でしたが、保護者の都合によりまして開催がかないませんでしたので、5月9日付けでその意見書を保護者会に送付いたしました。

そして、意見書の見解に対する反証がある場合は、その証拠書類などの提出を求めましたところ保護者から申し出がありまして、反証期間を7月26日までといたしました。

7月26日に、保護者からその意見書に対する反証文が提出されまして、8月30日までにその回答が欲しいとのことでありまして、8月28日付で保護者会へ送付しております。

そして現在、保護者から出されました新たな主張などにつきまして、事実確認を行いたいことから、保護者会の開催をお願いしております。日程調整を現在しております。

次に、調査結果を報告するなら、いつまでに保護者に報告するのかにつきましては、事実確認が終了いたしましたら調査結果報告書を作成しまして、保護者へ報告することとしております。

最後に、いつまでに報告するのかとのことですが、保護者とのやりとりもありますので、今のところ明確なお答えはできません。以上です。

議長

(福島 登 議長)

4番、高島俊彦君。

4番議員

(高島 俊彦 議員)

再問いたします。

調査報告、そういうようなことでやってくれるようでございますが、この問題が起こったのはね6年1月25日、銀杏保育園で虐待を疑う行為があるとの役場に通報があつてから現在まで約8か月も経っております。一刻も早く解決しなければなりません。

親はますます保育園、役場、執行部に不安を募らせております。

第一に考えなければならないのが、通報があつた以降も約8か月間の間、保育園の園児は何も知らずによ、保育園に通園しているのであります。

このような状態をいつまでも長引かせるわけにはいきません。

何とか早う、一刻も早く解決しなければね、町長の今の考え住民の質問に対しての答弁をよろしくお願いします。

議長

(福島 登 議長)

長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

はい、高島議員再問にお答えをいたしたいと思います。

確かに8か月が経過したと。ただその8か月間ですね何もしてなかったというわけでは、ないというのは、先ほどかいつまんでですけど、大まかな主な内容というのを先ほど担当課長がお話をさせていただきました。

この調査、今も継続中ですけれども、保護者とですね、保育所言い分、例えば主張ですとか、証言あるいは証拠の提出などをですね言い尽くすまで、調査を続けたいという思いはありますけれども、先ほどから言われてるように、時間も経過をしております。

今ですねその事実関係が、また新たな、ちょっと保護者からの主張もありましてそちらのほうの事実関係も急いでやりたく、保護者会のご依頼をさせていただいているところです。

保護者からのですね、それも併せまして保護者のほうから申出のありました、虐待と疑われる行為一つ一つのですね、事実確認というのが終了すれば、調査というのは一旦終了とさせていただきたいと思っております。

ただ、いつになるのかということは、ちょっと明確には言えないんです。相手の方もいらっしゃいますので明確には言えませんけれども、全ての事実確認が一つ一つ終われば、一旦調査は終了、そしてその事実確認をもとに、その範囲で虐待の有無、そして保育サービスの改善計画の策定にですね、取り組んだ後に、まずは当事者へご報告をしていくという流れを予定をしております。

以上でございます。

(福島 登 議長)

もういいですか。

議長

<p>4 番議員</p>	<p>4 番、高島俊彦君。 (自席より、いけるでしょ。との発言あり) 再々問いけます。</p> <p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>この8か月間、長いんですよ。ねえ、それはそれなりに調査云々をやっておったかも分かりませんが、余りにも時間が長過ぎる。うん。一刻も早く、保護者、園児が安心して預けられる保育園にしてもらいたいものであります。よろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>長崎町長。再々問の答弁を、いいですか。 (自席より、いや、言います。との発言あり)</p> <p>長崎町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(長崎 正仁 町長)</p> <p>私もですね、高島議員と気持ちは一緒に決着というかですね、とにかく早く調査結果というのを終えさせて、そうですね、皆さんが安心して通える保育サービスっていうことは当然にやっていきたいと思います。特に私ですね、子供子育て世代への支援というのを拡充をして行っておりますそういう中で、こういった問題が起こってるってことはですね、それにストップをかけられるようなこともありますけれども、でも当事者同士がですね、言いたいことは全て言って、言った後にまた専門家のご意見も伺いながら、どちらかという改善のほうに重点を置いて、これからも進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い</p>

<p>議長</p>	<p>いたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>4番、高島俊彦君の質問が終わりました。</p> <p>(質問終了時間：14時38分)</p> <p>続いて、大坪千倫君の質問を許します。</p> <p>件名は、本町における猿の駆除対策についてほか1件であります。答弁者は、町長、担当課長ほかとなっております。</p> <p>1番、大坪千倫君、質問を始めて下さい。</p> <p>(質問開始時間：14時38分)</p>
<p>1番議員</p>	<p>(大坪 千倫 議員)</p> <p>通告に従いまして、質問を始めさせていただきます。</p> <p>まず、本町における猿の駆除対策について伺います。(1)猿の年間駆除数の推移をお聞きします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(生田 憲一 産業建設課長補佐)</p> <p>大坪議員のご質問にお答えします。</p> <p>年間の駆除数の推移ということです。令和元年度は21頭、2年度は4頭、3年度は16頭、4年度は99頭、5年度は79頭、6年度は現在まで49頭(44頭)を駆除しております。</p> <p>また、地区ごとの駆除数につきましては、令和5年度以降から</p>

<p>議長</p>	<p>大まかな地区別の集計をしておりますので、6年度に駆除した、44頭の内訳を報告いたします。</p> <p>押野17頭、別役13頭、淀ヶ磯3頭、内田1頭、野根5頭、奥河内3頭、生見2頭でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>1番、大坪千倫君。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(大坪 千倫 議員)</p> <p>再問します。</p> <p>田島さん、田島議員の質問の中でも、ここ最近で駆除数が増えたというのを聞いたんで気になってました、元年21、2年4、3年16、4年99と大幅に増加してますが、これってなぜ増えたんでしょうか。伺います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(生田 憲一 産業建設課長補佐)</p> <p>再問にお答えします。</p> <p>年間の駆除実績のほうはこの頭数ですが、その推移の原因につきましては把握はしてないです。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1番、大坪千倫君。</p>

<p>1 番議員</p>	<p>(大坪 千倫 議員)</p> <p>はい、分かりました。</p> <p>近年大幅に駆除数が増加したということと、地区ごとのデータも頂きましたが</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再問ですか。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>(大坪 千倫 議員)</p> <p>いや再問じゃないです。情報整理として、近年駆除数が増えたということが分かりました。</p> <p>次の(2)に移ります。</p> <p>近年、今まで猿が出没していなかった場所でも目撃情報を聞くようになりました。</p> <p>猿の行動域が変化した要因はどのようなことが考えられるでしょうか、伺います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(生田 憲一 産業建設課長補佐)</p> <p>大坪議員のご質問にお答えします。</p> <p>議員のご指摘のように、近年では人家の隣の畑でも猿の目撃情報を聞くようになりました。</p> <p>山の餌が不足し、餌を求めてほかの野生動物同様にその行動範</p>

圏を広げているのではないかと推測しておりますが、はっきりとした要因を答えることは難しいと考えます。

まずは、野生動物の専門家に調査依頼し、猿の行動域を把握するため、今回の補正予算を計上しております。GPSによる追跡調査で群れの行動を把握することで、その要因も分かってくるのではないかと考えております。以上です。

議長

(福島 登 議長)

1番、大坪千倫君。

1番議員

(大坪 千倫 議員)

再問します。

私が今までに出没していなかった場所に出るようになった理由なのかもしれないと思ったのは、1番でも(1)でも答弁頂きましたが、押野や別役地区等々で、今甲浦地区等にも住宅のほうにも出ているという状況で、近年、大幅に増加した事が原因で生見地区や甲浦地区、今まで出ていなかったところにも、はぐれ猿のような形で出るようになったかもしれないと思ったんですが、今の見解はどうでしょうか。

議長

(福島 登 議長)

生田産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐

(生田 憲一 産業建設課長補佐)

再問にお答えします。

議員のご指摘のように、多分そういうことも理由としてあると

議長	<p>思います。</p> <p>さらにその原因を深く突き詰めるために、今回、猿の群れとかはぐれの行動範囲を把握していくようにしたいと思っております。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>1番、大坪千倫君。</p>
1番議員	<p>(大坪 千倫 議員)</p> <p>気になるのは、本議会で高島議員、田島議員と、猿の対策について質問ありましたが、どちらも捕獲数をアップさせるということでしたが、もしそれがはぐれ猿の増加や、今まで出ていなかった場所に出てくるようなことにもつながるんじゃないかなというちょっと懸念もありましたので、両2名の提案も正しいかどうか分からないんです。まだ、調べてみないと分からないというか慎重に検討していただきたいなと私は思いました。</p> <p>(3)に移ります。</p> <p>現在の駆除方法は群の分裂防止に配慮したものであるか伺います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(生田 憲一 産業建設課長補佐)</p> <p>大坪議員のご質問にお答えします。</p> <p>現在の駆除方法は、くくり罠で捕獲されたものが多く、群れの</p>

議長	<p>分裂防止に配慮したものではないと聞いております。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>1 番、大坪千倫君。</p>
1 番議員	<p>(大坪 千倫 議員)</p> <p>現在は群の防止には不十分だということ伺いました。</p> <p>次の質問で、対策が出てくるかと思いますが、(4)に移ります。</p> <p>先ほどの答弁も踏まえて、今後の猿の駆除計画はどのようにしていくのか伺います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(生田 憲一 産業建設課長補佐)</p> <p>大坪議員のご質問にお答えします。</p> <p>被害防止計画としましては、来年度から県の補助事業を活用し、猿による農作物の被害軽減を目的として、捕獲檻を設置し、一斉捕獲するよう計画しております。</p> <p>ただ、一斉捕獲するまでには、猿の行動を把握した上で適切な場所に檻を設置すること、また設置後も餌付けなどに一定期間を要することも考えられ、補助事業の開始後も一斉捕獲するまでに相当の期間を要すると考えられます。そのため、捕獲檻の設置準備を進めると同時に、猿の追い払いなどの勉強会を開催し、自分の畑は自分で守るという考えのもと、生産者にもご協力いただ</p>

<p>議長</p>	<p>き、町全体で猿の被害防止に向けて取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>1番、大坪千倫君。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(大坪 千倫 議員)</p> <p>再問します。</p> <p>(3)で、今の駆除方法は群防止につながってはいないと答弁頂いたんですが、今後の駆除計画はそれはやめることなく、だから群れが分散するかもしれない方法は継続されるのか伺います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(生田 憲一 産業建設課長補佐)</p> <p>再問にお答えします。</p> <p>来年度の一斉捕獲とはまた別に、個々の鳥獣狩猟者によるくくり罠等での捕獲は順次個別に進めて同時進行で進めていきたいと考えています。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1番、大坪千倫君。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(大坪 千倫 議員)</p> <p>はぐれ猿がなるべく増加しないような検討、調査をした上で、</p>

	<p>対策願いたいと思います。</p> <p>最後の（５）に移ります。</p> <p>今回の議案でも猿のGPS追跡調査等の予算上がっておりますが、それを通して猿は、市町をまたがって群れで行動していることが考えられ、近隣市町と連携をして駆除対策をしていくことが有効だと思えます。</p> <p>他の地域では、隣接する市町村と共同で鳥獣対策についての協議会を設置している例もありました。</p> <p>近隣市町との連携について、町の方針を伺います。</p>
議長	<p>（福島 登 議長）</p> <p>生田産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>（生田 憲一 産業建設課長補佐）</p> <p>大坪議員のご質問にお答えします。</p> <p>議員の言われるように、近隣市町村との連携は今後必要になってくることが予想されます。</p> <p>まずは担当者レベルで協議会等の設置に必要な条件などの情報収集をしながら、関係市町村との連携について今後検討していきたいと考えております。</p>
議長	<p>（福島 登 議長）</p> <p>1番、大坪千倫君。</p>
1番議員	<p>（大坪 千倫 議員）</p> <p>質問は終わります。</p>

私も個人的に、県の鳥獣対策等に精通している方だったり、有識者に聞いてみましたが、猿は難しいというのは皆さんおっしゃってることで、町としてもなかなかこれが答えだっていうのはなかなか見つけることがなかなか難しくなってくると思いますが、慎重に丁寧に対応を進めていただきたいと思います。

最後、二つ目の質問に移ります。

甲浦保育園新築園舎の候補地調査について伺います。

高台移転先の第1候補を甲浦浄化センター横の高台敷地とした理由をお聞きします。

議長

(福島 登 議長)

手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。

住民課長兼地域包括支援センター事務局長

(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)

大坪議員の質問にお答えします。

甲浦保育園の高台移転につきましては、4月23日付、諮問機関といたしまして、甲浦保育園新築園舎候補地選定委員会を立ち上げております。

選定委員で候補地である甲浦浄化センター横の高台敷地、甲浦小学校裏の高台敷地、生見甲浦間の生見坂トンネルパイロット登り口敷地の3か所の現地調査をした結果、甲浦浄化センター横の高台は山林を切り開き、台地を造成することにより、十分な土地を確保することができ、将来的には小中学校も併設できる可能性もあることや、付近には高規格道路が整備される予定もあり、津波に対する防波堤の役割も期待できることから、第1候補地といたしました。以上です。

議長

(福島 登 議長)

1番、大坪千倫君の質問が終わりました。

(質問終了時間：14時55分)

ここで休憩します。再開は3時10分です。

(休憩時間：14時55分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：15時10分)

一般質問について、安岡良仁君の質問を許します。

件名は、町の不適切保育の対応についてほか2件であります。

答弁者は、町長、担当課長となっております。

3番、安岡良仁君、質問を始めて下さい。

(質問開始時間：15時11分)

3番議員

(安岡 良仁 議員)

最後の質問になりました。お疲れのことと存じますが、お付き合いをしていただきたいと思います。

まず、1点目でございます。

町の不適切保育の対応について、お伺いをいたします。

保育園での不適切保育の対応については、昨年、私12月から何回か関連質問をさせていただいておりますが、4月の30日の議員全員協議会では調査中であり、時期尚早とのことで、嘆願書については第三者委員会の設置は求めないことと決定をされております。

あれから4か月が経過をしております。

<p>議長</p>	<p>いまだに調査中のことですが、いつまで調査をするのか。今後の調査のスケジュールについてお伺いをいたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>住民課長兼地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)</p> <p>安岡議員の質問にお答えします。</p> <p>いつまで調査するのか、今後の調査につきましては、先ほど高島議員に説明したとおりでございますが、調査は継続中でありま す。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>スケジュールについてもう一つ細かく言えるのかね。</p> <p>手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>住民課長兼地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)</p> <p>スケジュールにつきましては事実確認が終了いたしましたら、調査結果報告書を作成しまして、保護者へ報告することとしてお ります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>再問をいたします。</p>

	<p>終了したらということですが、何をもって終了したと判断するのか、また、先ほどの答弁等にもありましたが、保護者と町だけで協議して、どうやって事実確認ができるのか、そういった部分も含めて、質問をいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再問ですね。</p>
3 番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>はい。再問です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松住民課長。</p>
住民課長	<p>(生松 克祐 住民課長)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>現在保護者が主張している内容がございます。それを事実確認している最中でありまして、直接お会いし、また保育士との話を聞いてですね、総合的にまとめ上げていきたいというところしかないと思います、今のところ。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3 番、安岡良仁君。</p>
3 番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>再問をさせていただきます。</p>

<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再々問になるね。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>はい。総合的に判断するという答弁を頂きました。</p> <p>どういう内容で判断するのか。総合的に。それと先ほどの答弁にもあったんですけども、専門家に相談するという答弁も先ほど同僚議員の質問にありました。</p> <p>その専門家とは誰を想定しているのか、お伺いをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>手島住民課長兼地域包括センター事務局長。</p> <p>生松住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(生松 克祐 住民課長)</p> <p>まず総合的にということですけども、我々もお話を聞いてですね、何回も聞いて保育士とも聞いて事実を確認するというところになります。そこで最終的に判断していかなければいけないとは思っております。</p> <p>もう一つですね専門家ということですが、これは弁護士さんでして、これ保育に長けている先生で子供の関わりに長けている先生でございます、これは保護者説明会の中でも話はさせていただいた方ではございます。今のところ以上でございます。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p> <p>(自席より、終わりですか。との発言あり)</p> <p>はい、次に。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>最後にちょっと質問じゃないですけど</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>簡潔にやって下さい。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>今、答弁を頂きました。この答弁では保護者の方は納得はされないと思います。</p> <p>(議員自席より発言あり)</p> <p>その意見だけです。質問はないです。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>じゃあ次に移ってください。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>次、移ります。2つ目の質問です。</p> <p>今回、保護者を含めた264名の方が賛同されて、不適切保育に関する第三者委員会の設置に関する請願書が提出され、総務教育民生常任委員会に付託され、不採択となっております。</p> <p>今後町として、保護者または関係者に対してこういった対応を</p>

<p>議長</p>	<p>していくのか、お伺いたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>住民課長兼地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)</p> <p>安岡議員の質問にお答えします。</p> <p>事実確認が終了いたしましたら、調査結果報告書を作成しまして、直接保護者へ説明させていただく機会を設けまして、対応させていただきます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>再問させていただきます。</p> <p>今の答弁があったんですけども、今回の不適切保育の疑いがあったなかったかの部分については、今のところ調査中ということで結論が出てない、不透明であります。</p> <p>事実関係が分かれば、不適切な部分があれば是正をし、なければ現状の保育を継続してもらいたいと思いますが、今こういった問題が発覚した以上、住民に対して説明責任があると思いますが町長の考えをお聞きします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>長崎町長。</p>

町長	<p>(長崎 正仁 町長)</p> <p>安岡議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>確かに大きな問題だというふうには受け止めております。</p> <p>ただこれをですね、町のほうが公表するというか、要援護者の児童福祉施設という関係もありますので、その辺は配慮した対応をさせていただきたいと思います。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>答弁をお聞きをしました。</p> <p>再々問をさせていただきます。</p> <p>先ほど同僚議員の質問の中にですね、第三者委員会を立ち上げる予定はないとお聞きをしたんですけども、今後このような問題が発覚した場合、内部調査だけでなく、第三者委員会を設置するなど、誰もが納得するような町のスタンスが必要であると思います。</p> <p>今後、町はこのような問題起こった場合、どんなスタンスで対応していくのか、町の考えをお聞きします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>長崎町長。</p>
町長	<p>(長崎 正仁 町長)</p>

	<p>安岡議員にお答えをいたします。</p> <p>こういったことがあったら即第三者委員会の設置をということですけども、実はですね保育園の中にもですね、第三者委員というものが存在をしております。</p> <p>その方たちがこういったことの第三者になって相談に当たっていただくということも今入っておりますので、まずはそこだと思えます。</p> <p>第三者委員会を立ち上げるに当たっては相当の理由があるのかなというふうに私の方は思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(自席より、これで終わり。との発言あり)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>そうです。次の二つ目の質問。</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>それでは二つ目の、大きな質問に移ります。</p> <p>人口減少対策の取組状況についてお伺いをいたします。</p> <p>県が進めている人口減少対策の町の取組については、住民の方の大半が、どんな事業が進められているのか分からない方がおられると思います。もっと住民に町の活性化事業の周知を図る必要があると思います。本町の人口減少対策の取組について何点かお伺いをいたします。</p> <p>まず1点目でございます。</p> <p>東洋町特定地域づくり事業協同組合を活用した、移住促進事業</p>

	<p>についてお伺いをいたします。</p> <p>サーフィンを切り口とした移住を促進するため、バツゲン協同組合に業務委託をして移住、相談、また空き家情報の管理、移住希望者への仕事の提供などの取組を行っていくということですが、具体的な移住促進事業の事業内容についてお伺いをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えします。</p> <p>東洋町バツゲン協同組合のほうに移住促進関係業務について令和5年度より町から一部業務を委託しているところでございます。</p> <p>具体的な内容としましては、インターネットを活用した移住希望者に対するPR活動、移住希望者が本町を訪れた際の空き家や、周辺地域の案内、東京大阪などで行われる移住相談会への参加など、移住相談全般を行っていただいております。</p> <p>またその事業の一環として、サーフィンを切り口としました移住促進を行うため、サーファー向けの移住促進ページを作成したり、特定地域づくり事業における町内の仕事の組合せの提案、サーフィン留学制度の創設を関係機関とともに目指しているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>中学生を対象とした留学制度についてお伺いをいたします。</p> <p>将来的なプロのサーファーを目指す中学生の留学の支援を、学校運営協議会を中心に関係機関が連携をして、中学生だけでも町内に生活しながらサーフィンができる環境づくりを支援していく留学制度とのことでありますが、その制度について何点かお聞きをいたします。</p> <p>まず1点目でございます。</p> <p>中学生を対象とした留学制度の目的は何なのか。</p> <p>将来的なプロのサーファーを目指す中学生の留学の支援制度が、町の活性化の有効な手段の一つになるとの考えもある一定理解できます。</p> <p>反面、地域住民との価値観とか生活スタイルの違いから、トラブル等も生じることが考えられますが、町としてこういった部分はどうのように支援していく考えなのかお聞きをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>蛭子教育長。</p>
教育長	<p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>安岡議員にお答えをいたします。</p> <p>この留学制度の目的は人口減少対策の一つと考えております。</p>

	<p>まずはトラブルを生じさせないために、留学希望者にはルールを設定してそれについて同意をもらったうえで留学してもらうこととしておりますが、留学生を受入れた後のトラブルについては、そのトラブルの状況や内容はそのときになってみないと分からないために、あらかじめ仮称ですが対策委員会等を設置をしておいて、その都度対応を考えていきたいと思えます。</p> <p>ちなみに昨年度にサーフィンをしたいと転校してきた中学生2名についても、特に問題なく過ごしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>再問をさせていただきたいと思えます。</p> <p>ルールを設定するということですが、トラブルが、なってみないと分からないということではなく、そういったトラブルを想定することもやっぱり必要だと思えます。</p> <p>教育長の考えをお聞きをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>蛭子教育長。</p>
教育長	<p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>安岡議員にお答えをいたします。</p> <p>まずルールのほうはまだこれから詰めていく予定となっております。</p>

りますが、選考時にはですね学校関係者と教育委員会、地域住民等で作る選考委員会のほうで、慎重に選考もするところですが、そのトラブル内容についてもその会等でまず対策とかも協議はしていきたいと考えています。まだこれから手探りの状態でやっていくという予定になっておりますので、具体的にはどうこうというのはまだちょっと決まっておられませんので、ご理解をお願いいたします。

議長

(福島 登 議長)

3番、安岡良仁君。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

次の質問に移ります。

この中学生を対象とした留学制度、どこの中学校に導入する予定なのかお聞きをいたします。

議長

(福島 登 議長)

蛭子教育長。

教育長

(蛭子 浩久 教育長)

安岡議員にお答えをいたします。

サーフィン留学は、最初は甲浦中学校をメインに考えておりましたが、サーフィンを志す児童生徒がいるのであれば、町内の小中学校4校を対象としたいと考えております。

以上でございます。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>分かりました。</p> <p>次に3つ目の質問に移ります。</p> <p>この事業の成果と言えば人口減少対策ということで、この制度を導入するわけなんですけれども、この事業にどういった成果を求めているのかお伺いをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>蛭子教育長。</p>
教育長	<p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>安岡議員にお答えをいたします。</p> <p>町としましては、子供から大人までサーフィンが気軽にできるまちであることを全国にアピールし、移住促進とサーフィン来場者の数を増やすことで、まちの活性化につなげてまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>次の質問に移ります。</p>

(3) 町内で働く場所をつくるための企業支援についてお伺いをいたします。

今ホームページ等で東洋町起業支援事業補助金という、ホームページにも載っております。

この事業は7月の臨時議会で、町内で新たに起業、事業承継、第2創業をする方を対象に支援補助していくとのことで、予算化されたところであります。

町のホームページでも、補助金の申請期間を8月の16日から今月の30日までと募集をしております。現在の事業の進捗状況についてお伺いいたします。

例えば応募人員、起業内容等について、お伺いをいたします。

議長

(福島 登 議長)

大坪産業建設課長。

産業建設課長

(大坪 靖幸 産業建設課長)

安岡議員のご質問にお答えします。

東洋町起業支援事業費補助金につきましては、事業所などが抱えている課題解決や取組みたい事業について商工会に事前相談の窓口を担っていただいているところでございます。

その進捗状況でございますが、現在問合せ相談が7件、それからそのうち申請に向けた書類作成が2件となっております。

起業の内容につきましてははまだ役場のほうに正式に提出されたものでございませぬので、答弁は控えさせていただきたいと思っております。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>進捗状況についてはよく分かりました。</p> <p>②の質問に移ります。</p> <p>この申請が7件、相談が7件、申請が2件、予定をされているとお聞きをしたんですけれども、この申請があった場合の審査する審査会の設置要綱などは定めているのか。また、審査委員の構成メンバーについてお聞きをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えします。</p> <p>審査会の設置要綱につきましては定めているところですが、7月の臨時議会の質疑で構成メンバーを、町内外の金融機関及び産業団体を想定しているとの答弁をさせていただいたところですが、その後、金融機関を審査会の構成メンバーに加えることは、利益相反の可能性の恐れも出てくると判断したところですので、訂正をさせていただきたいと思います。</p> <p>本要綱の審査会には委員を5名以内としまして、メンバーは有識者、高知県、東洋町副町長、そのほか町長が適当と認める者と定めております。以上でございます。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>(4)の質問に移ります。</p> <p>人口減少対策の取組4つ目としまして、男女の出会いの場の創出事業、ハートコネクト支援事業についてお伺いをいたします。</p> <p>婚活イベントなどを開催する団体への経費の一部を支援していくと聞いております。</p> <p>具体的にどのような支援をしていくのか、また婚活イベントを開催する団体とはどのような団体を想定しているのか。</p> <p>想定しているスケジュール、婚活イベントなどの内容についてお聞きをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>奥村住民課長補佐。</p>
住民課長補佐	<p>(奥村 忍 住民課長補佐)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>支援内容としましては、町内外の婚活イベント主催団体のイベント経費のうち、本町住民の参加者1人当たり5千円まで負担するものでございます。</p> <p>基本的には町内での開催を想定をしているところでございます。</p> <p>東洋町商工会青年部では、この11月16日土曜日ですが、白浜海岸において町内在住者や、町外からの移住を考えている方を</p>

対象にこけら寿司体験や、町の魅力体験のほか、参加者同士の出会いの場を提供するイベントを予定していると聞いております。

そちらのほうと連携を図りながら少しでも支援できればと考えております。

そのほか、こうち出会いサポートセンターや民間の運営会社などとも連携し、本町からの参加者のみならず、町外からも参加者を呼び込めるようなイベントの誘致を図っていきたいと考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

3番、安岡良仁君。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

よく分かりました。

それでは大きい3つ目の質問に移ります。

身寄りのない高齢者への終活サポートについて、この質問については同僚議員も質問されておりましたが、ちょっとダブるところもありますが、答弁のほどよろしく願いをいたします。

6月の議会にも身寄りのない高齢者への支援の取組について質問をさせていただきました。

明確な答弁がなかったので、再度質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。

本町の高齢化率は50%を超え、今後さらに高齢化が進んでいく状況にあります。

現在、身寄りのない高齢者、今後新たにできるであろう身寄りのない高齢者に対して、終活相談の窓口を現在町で設置している

<p>議長</p>	<p>のか、設置していない場合、設置するお考えはあるのか、お伺いをいたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生松住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(生松 克祐 住民課長)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>先の廣田議員の答弁のとおりですね、地域包括支援センターにおいて相談支援はしております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>廣田議員の質問にもお答えをしたということなんですけれども、今回身寄りのない高齢者の終活サポートの窓口という質問をさせていただいたんですが、この身寄りのない高齢者のほかに</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再問ですか。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>再問です。すみません。</p> <p>終活サポートの窓口として今後どのような年齢層とか、どのよ</p>

	<p>うなニーズを持った方々を対象にしていくのか、また、認知症や介護が必要な方へのサポートは提供していくのかお伺いをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長) 生松住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(生松 克祐 住民課長) 安岡議員のご質問にお答えをいたします。 年齢層につきましては非常にちょっと難しいところはあるんですけども、その本人が希望する場合ですね、年齢関係あろうと相談は受けます。 それと、認知症とかですねなかなか本人の意思が聞けない場合もございますが、それはもう職員が判断してですね、そして本当に身寄りのない方ということであればですね、多様な対応はしていきたいと思えます。 今までちょっと職員の話聞きますと、完全に1人っていうのはなかなかいないみたいで、やっぱり誰か家族がいたり子供がいたりっていう人がおります。その方々が最終的には、相続とか管理とか引き継いでいくっていうことになっていきますけども、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p>

	<p>すいません、再々問をさせていただきます。</p> <p>身寄りのない高齢者がいないという答弁があったんですけれども、私が認識している中ではそういう方はおられます。</p> <p>また相談を受けた場合ですね、この利用者の個人情報とか財産情報の保護はどのように行っていくのか。</p> <p>また終活サポートの窓口は、個人情報保護法のプライバシー保護の基準を満たしているのか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>それは2番の質問ですか。</p>
3番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>違います。はい、再々問です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松住民課長。</p>
住民課長	<p>(生松 克祐 住民課長)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>財産の管理っていうのはなかなか町では難しいことはあります。ですので専門家の方が財産管理人っていう方を選任してから財産を処分していただくということに、</p> <p>(議員自席より、発言あり。)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>質問は、ここに立ってからやってください。答弁どうぞ、どう</p>

<p>住民課長</p>	<p>ぞやってください。</p> <p>(生松 克祐 住民課長)</p> <p>そしてその財産もですね、もう誰も管理しないということには、最終的には国に帰属ということにはなるってということにはなりません。</p> <p>そしてまたプライベートの保護ということですが、当然に公務員はプライベートの保護で認知症とか病状とかいろいろな部分についても、当然ながらにプライバシーの保護というのは気をつけてやっておりますので、通常業務におけるのプライバシー保護のとおり、保護してはまいりたいと思っております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>町内の身寄りのない高齢者が終活を進めるに当たり、相談相手がない場合、公正証書遺言とか自筆証書遺言の作成や、財産管理、葬儀などを含めた準備について町としてどのようなサポートをしていくのかお伺いをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松住民課長。</p>

<p>住民課長</p>	<p>(生松 克祐 住民課長)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>相談内容にもよります。例えば遺言とか、財産なんかはですね、やはり資格のある者に紹介をしたりはしております。その他につきましてはですね、家族がいない場合はですねどのようにしたらいいのかというのはなかなか難しいところがあります。葬儀はどうするのか、その葬儀は一体誰がするのか、その費用は誰が持つのかっていうところもございます。</p> <p>それにつきましては、いろいろほかの自治体でも何か、様々なサポートを行っているケースっていうのも何かあるみたいですので、それを勉強しながらちょっと考えて検討してまいりたいとは思っております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>再問をさせていただきます。</p> <p>終活サポートする担当というのは、包括支援センターで行っていくというふうに先ほど答弁を頂きました。</p> <p>この担当するスタッフには、どのような資格とかスキルアップが求められるのか、また弁護士とか税理士、社会福祉士などの専門家との連携体制はどのようにとっているのかお伺いをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p>

<p>住民課長</p>	<p>生松住民課長。</p> <p>(生松 克祐 住民課長)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>資格について職員についてはちょっと確認をしておりますが多分必要はないとは思っております。しかしその中にですね、やはり先ほど言いました遺言書、これはかなり専門的なものと専門的な資格のある方に書いていただくことが1番ベストでございます。</p> <p>自分でも遺言書は書けますけども、それにはやっぱり遺言書が無効にならないように、書く書き方を教えたりっていうこともやはり担当は勉強しなければいけませんし、財産の管理なんかはもう当然ながら資格を有する方が必要にはなってきます。</p> <p>そのほかにつきましては、担当が葬儀屋さんに電話したり、そのほかいろいろなところに電話したりして仲介っていう形でしていくっていう形には事務としてはなっちはいきます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、安岡良仁君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>最後の質問に移ります。</p> <p>現在、6月の議会でも答弁頂きました。包括支援センターとか文化会館の職員が、町内の独居老人宅を訪問していると、議会でお聞きをしました。</p>

	<p>適宜、町内の高齢者の人数、独居か家族と同居しているのかなどのデータを収集し、町内の身寄りのない、高齢者の実態を把握してサポート体制をつくっていくお考えはないのかお聞きをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長) 奥村住民課長補佐。</p>
住民課長補佐	<p>(奥村 忍 住民課長補佐) 安岡議員のご質問にお答えをいたします。 包括支援センターと文化会館、それに加え、社会福祉協議会もですね、お互いが連携をいたしまして、65歳以上の独居高齢者に対し定期的な訪問を行っております。 訪問時には親族の状況や連絡先情報のほか、地域との関わり合いとか、近所でつながっている人などの情報も聞き取りを実施しております。 高齢者の実態把握をそれらで行っているところでございます。 加えて町長の行政報告にもありましたように、グループホーム慎太郎と地域住民等の見守り、地域づくりに関する協定を締結するに至ったところでございます。 高齢者のさらなる実態把握につなげるほか、官民連携のもと、身寄りのない高齢者、もしいけばですね、身寄りのない高齢者のサポート体制を構築していきたいと考えております。 以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

<p>3 番議員</p>	<p>3 番、安岡良仁君。</p> <p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>再問させていただきます。</p> <p>サポート体制を構築していくという答弁を頂きました。</p> <p>このサポート体制の周知をどのように広く周知していくのか、また利用者のサポートは一度きりか、それとも継続的な支援を行っていくのかお伺いをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>奥村住民課長補佐。</p>
<p>住民課長補佐</p>	<p>(奥村 忍 住民課長補佐)</p> <p>安岡議員の再問にお答えをいたします。</p> <p>今現在、包括支援センター、文化会館、社会福祉協議会で訪問調査を行っている段階でございます。</p> <p>訪問がですね、ある程度終えた時点でどれぐらいの身寄りのない高齢者がいるのかっていうのを実態を把握をした上で、どのようなニーズがあるのかっていうところもですね、判断をしていてですねそれに対してどのようなサポートができるかというのを今後検討してまいりたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3 番、安岡良仁君の質疑（質問）が終わりました。</p> <p>(質問終了時間：15時52分)</p>

<p>4 番議員</p>	<p>以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>(自席より、はい。との発言あり)</p> <p>終了しましたって言うたのに。</p> <p>4 番高島さん、議事進行に対するものですか、それとも動議ですか。</p>
<p>議長</p>	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>(自席より) 動議です。</p>
<p>4 番議員</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい。どのような動議ですか。自席で簡潔に言ってください。</p>
<p>議長</p>	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>(自席より) はい、福島議長に対する不信任についてであります。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>はい。休憩します。</p> <p>ただいま、4 番高島俊彦君から、私福島議長に対する不信任動議が提出されました。</p> <p>これについて賛成の方はおられますか。</p> <p>(自席より、ちょっと待って。まだ全部よう見とらん。との発言あり)</p> <p>どうしますか、皆さん確認の時間とりましょうか。</p> <p>それでは確認の時間をとります。</p>

皆さんよろしゅうございますか。いいですか。

(自席より、はい。との声あり)

ただいま4番高畠俊彦君から、私福島登議長に対する不信任動議が提出されました。

これについて賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手2人です。

(自席より、発言あり)

まだ今から始まりますんで。田島さんそれで、今からまだ、はいどうぞ。

この動議は議会会議規則第16条により、所定の賛成者がありますので、成立いたします。

暫時休憩します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

私に対する動議が提出されたため、議長を西岡副議長に交代して、私は議場外に退席したいと思います。

暫時休憩します。

(西岡 尚宏 副議長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に代わりまして副議長の私が進めさせていただきます。

高畠俊彦君、簡潔に説明をしてください。

(高畠 俊彦 議員)

それでは、簡潔に説明いたします。

副議長

4番議員

動議の趣旨、福島登議長に対する不信任案について、議会議員高島俊彦であります。

趣旨説明をいたします。

福島登議長の不信任動議の提案理由を説明いたします。

東洋町議会基本的条例、基本条例第4条では、議員は町民の代表としてその声を町政に反映させる責務を負い、日々町民の要望や意見を聞くように努めると規定されております。

6月定例会で一般質問を福島議長に提出したところ、私の一般質問は全面拒否されました。一般質問はできませんでした。同僚議員には同じような質問をさせておいて、なぜ私の質問は全面拒否したのか、住民の声を届けるため、質問することを議長は削除することについては納得できません。

今回このような理由で福島議長の議会運営に納得できませんので、不信任動議を提案いたします。資料1に添えてありますので、御参照のほどよろしく願いいたします。これで、趣旨説明を終わります。よろしく願いします。

副議長

(西岡 尚宏 副議長)

高島俊彦君の説明が終わりました。

ただいま御手元に配布したとおり、福島登議長に対する不信任案動議についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決をします。

福島登議長に対する不信任案動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。賛成の諸君ぞ。間違うちゅうちゃうんかおまんら。日程に追加をして、これを載せるということ賛成かとい

議長

うことぞ。

もう1回座ってください。すいません。座ってください1回。

福島登議長に対する不信任動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

はい。

次に反対の諸君の起立を求めます。

はい。

反対4人。賛成3人。

よって、福島登議長に対する不信任案動議についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題とすることは否決されました。

暫時休憩します。

(福島 登 議長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

これで令和6年第3回東洋町議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

これにて議会放送を終了いたします。

(閉会時間：16時08分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員